

【特集】

都市公園制度150周年記念 ～都市公園制度と ランドスケープコンサルタント～

一般社団法人ランドスケープコンサルタンツ協会

広報委員長 塚原 道夫

都市公園制度は、明治6年1月15日太政官布達第16号「群衆遊覧の場所における公園を設ける件」によって発足し、明年150周年を迎えます。一般社団法人ランドスケープコンサルタンツ協会（CLA）は、昭和39年の発足以来、都市公園とともに歩んできました。150周年を迎えるにあたり、都市公園事業におけるCLAの歩みを振り返り、都市公園とCLAの未来を考えます。

都市公園とCLAの歴史

我が国の都市公園が著しく発展した時期は、昭和39年発足以来58年間のCLAの足跡に重なります。CLAの先達たちは都市公園の発展に多大の貢献をしてきました。

都市公園の今

都市公園面積1人当たり10㎡の目標が達成され、都市公園事業は量の拡大から転換して、地域コミュニティ活性化、健康づくり、子育て、福祉、地域との連携等、より高度な機能に取り組んでいます。また指定管理者制度、公募設置管理制度（Park-PFI）によって、民間事業者の参入による整備・管理運営が進んでいます。

都市公園とCLAの未来

わが国は本格的な少子高齢社会の到達が見込まれます。予算の拡大が見込めないなか、都市公園の整備・管理運営は知恵と工夫による新たな取り組みが求められます。

都市公園事業におけるCLAの足跡、今日の新たな取り組み、将来の都市公園の在り方を考えるとき、都市公園は都市に不可欠のインフラであり、市民生活と地域社会の豊かさの指標であるとの認識を新たにします。未来においても、CLAは都市公園事業の担い手として、社会から期待される存在であり続けます。

ご挨拶

「都市公園制度 150周年記念 ～都市公園制度とランドスケープコンサルタント～」 によせて

伊藤 康行

国土交通省都市局公園緑地・景観課長

来年、令和5年は、太政官布達により我が国の公園制度が誕生した明治6年から数えて、ちょうど150年の年に当たります。この布達には、「(前略) 人民幅湊ノ地ニシテ、古来ノ勝区名人ノ旧跡等是迄群衆遊覧ノ場所(中略) 従前高外除地ニ属セル分ハ永ク万人偕楽ノ地トシ公園ト可被相定(後略)」とあり、すなわち、それまで多くの人々が遊覧の場所としていた古くからの景勝地や名所旧跡で、それまで、税をかけてこなかった社寺境内や公共用地などを布達により、改めて永くすべての人々の楽しみに供する場所である公園とすることとしたもので、まさに公園制度の始まりといえるものでした。

太政官布達以降、明治から昭和へ、わが国の発展に並び、経済社会情勢の変化やその時々多様なニーズに対応して、都市公園に関連する制度も、東京市区改正条例、旧都市計画法の制定、関東大震災後の帝都復興計画、公園計画標準の制定、防空緑地計画、都市公園法の制定、都市公園等整備緊急措置法の制定と都市公園等整備5か年計画の策定等、その制度が整えられてきました。

第1次都市公園等5箇年計画が策定されたのは、制度発足100年の前年、昭和47年であり、それ以降、6次にわたる5箇年計画により、都市公園等の整備量は、昭和46年度末の1人当たり公園面積約2.8㎡から平成14年度末の1人当たり公園面積8.5㎡へと飛躍的に引き上げられることとなりました。

平成15年度以降は、社会資本整備重点計画に組み込まれ、現在に至っており、1人当たり公園面積は、10.7㎡、全国の個所数は約11万箇所、面積にして約13万haと整備が進みました。

都市公園の整備が一定程度進捗する一方で、都市公園の維持管理費等は減少しており、公園施設の老朽化に起因する事故も発生しています。社会の成熟化、市民の価値観の多様化、社会資本の一定程度の整備等の社会状況

の変化を背景として、緑とオープンスペース政策は、そのポテンシャルを、都市のため、地域のため、市民のために最大限引き出すことを重視するステージ（新たなステージ）へ移行すべきとした「新たなステージに向けた緑とオープンスペース政策の展開について」が平成28年に取りまとめられ、その成果として、都市緑地法等の改正により、緑の基本計画の記載事項への「都市公園の管理の方針」の追加、公募設置管理制度（Park-PFI）の創設など施策を展開しています。

そして現在、法改正から5年が経過し、より柔軟に都市公園を使いこなすための公園の管理運営方策や、デジタル化の急速な進展や新型コロナウイルス感染症の拡大を契機としたニューノーマル社会への対応など、社会経済状況の変化を踏まえた公園の新たな意義・役割への対応のため、「都市公園の柔軟な管理運営のあり方に関する検討会」において、取り組みの方向性を議論いただいております。秋には取りまとめが行われるところです。太政官布達150周年を迎える令和5年に向け、「人中心のまちづくり」が求められるなか、公園本来の役割、多機能性・多様な可能性を再認識し、新たな施策につなげていこうとしています。

さて、一般社団法人ランドスケープコンサルタンツ協会（CLA）は、昭和39年5月に、任意団体「造園設計事務所連合」として発足、日本造園コンサルタント協会を経て、2014年には、創立50周年を迎えられました。この間、会員の皆様は全国の都市公園等の設計等を通じ、都市公園の発展に大きな足跡を残されています。

今般、都市公園制度150周年の企画に取り組みされたことは、時宜を得た取り組みであり、感謝申し上げる次第です。公園の歴史を振り返りつつ、新たな時代の都市公園の発展に向けて、ますますのご活躍を祈念し、相互に協力・連携して進んでいきたいと考えております。

都市公園150年の概観

荘田 隆久
(株) 空間創研

都市公園制度は、明治6(1873)年1月15日太政官布達第16号「群衆遊観の場所に公園を設ける件」によって発足し、令和5(2023)年1月15日に150周年を迎えます。本稿では、この150年の歴史について簡単に振り返ってみることとします。

江戸時代

江戸時代には「公園」という場はありません。しかし、当時の江戸は、既に人口100万人を有する世界一の高密都市であり、一般社会において必要とされるオープンスペースや緑と触れ合う多様な空間が存在していました。

火除地や広小路(防災空地)、桃園や梅林(公共緑地)、墨堤の桜(リバーサイドパーク)、巢鴨や染井の植木村(観光農業)、朝顔や花菖蒲(園芸ブーム)など、様々な

形で緑の空間や利用が見られました。町人の多くは長屋住まいのため庭はなく、空地や路地の隅を利用して花や植物を栽培して楽しんでいました。この習慣は今日でも下町の路地の風情として伝わっています。

また、四季折々に花見や紅葉狩りへ出かけたため、幕府によって隅田堤、御殿山、飛鳥山、中野桃園などの花や植物の名所も造られました。花見のようなレクリエーション利用を目的とする都市緑化は江戸期の新しい動向であり、そのための場所を国家が造るのも初めてでした。

明治時代

明治初期、政府は欧風都市を規範とする近代都市建設のため、江戸時代からレクリエーション利用を目的としていた群衆遊観の場所を「公園」として指定することとしました。明治6(1873)年1月15日に太政官(当

表-1 太政官布達で同年に開園した公園一覧

名称	現在名	所在地	名称	現在名	所在地
1 佐氏泉公園	佐氏泉公園	山形県米沢市	14 小牧公園	史跡公園	愛知県小牧市
2 松岬公園	松が岬公園	山形県米沢市	15 白山公園	白山公園	新潟県新潟市
3 日和山公園	日和山公園	山形県酒田市	16 上野公園	上野公園	三重県伊賀市
4 鶴岡公園	鶴岡公園	山形県鶴岡市	17 住吉公園	住吉公園	大阪府大阪市
5 水戸偕楽園公園	偕楽園	茨城県水戸市	18 浜寺公園	浜寺公園	大阪府堺市・高石市
6 馬場公園	二荒山神社	栃木県宇都宮市	19 東山公園	東山公園	岡山県岡山市
7 鋸山公園	南房総国定公園	千葉県富津市	20 巖島公園	宮島公園	広島市廿日市市
8 芝公園	芝公園	東京都港区	21 鞆公園	鞆公園	広島県福山市
9 上野公園	上野恩賜公園	東京都台東区	22 高知公園	高知公園	高知県高知市
10 浅草公園	浅草寺	東京都	23 春日公園	春日公園	大分県大分市
11 深川公園	深川公園	東京都	24 臼城公園	臼杵公園	大分県臼杵市
12 飛鳥山公園	飛鳥山公園	東京都北区	25 臼城西公園	臼杵西公園	大分県臼杵市
13 高山公園	城山公園	岐阜県高山市			

出典) 東京都「都市公園の誕生」太政官布達公園一覧_都市公園

時の最高官庁)から布達が出され、旧社寺の境内などを公園として公有化し開放したことから、我が国の公園の歴史が始まりました。

同年に全国で25箇所(表-1)の公園が開園しました。代表的な公園として、東京では、浅草公園、上野公園、芝公園、深川公園、飛鳥山公園の5箇所、大阪では、住吉公園、浜寺公園の2箇所が公園として誕生しました。これらの太政官布達による公園は、従来から利用されていた空間を前提に設置されたもので、市街地の改善整備と連動したものではありませんでした。

市街地改善の一環としての公園整備は、明治21(1888)年の市区改正条例の制定をきっかけに検討され、ここで計画された日比谷公園は、日本の近代公園の象徴とも言え、明治36(1903)年に国内初の洋風公園として開園しました。

このため、明治6年から明治20(1887)年までを太政官布達による公園創設時代と位置づけることができ、この間に全国各地で81箇所もの公園が整備されました。

大正時代以降

その後、大正8(1919)年に旧都市計画法が制定され、都市公園は都市計画施設として位置づけられました。大正12(1923)年に発生した関東大震災では、都市公園が避難場所や火災延焼の防止の役割・機能を有していることが実証され、復興事業の中で公園整備が進められてきました。

しかし、戦災復興から高度経済成長期を経る中で、戦前に設置された都市公園は、GHQによる接収や、公共施設等への転換等による改廃等の課題が生じました。これらの課題に対応するために、都市公園の用途の制限やみだりな廃止を禁止する等を定めた都市公園法が昭和31(1956)年に制定されました。そして、この時定められた整備水準は、国民1人当りの都市公園面積を6㎡以上(市街地では3㎡以上)としていました。

それでも、戦災復興や高度経済成長期の社会資本整備の中では、都市公園は道路や港湾等に対し優先度が低

く、整備が遅れていました。この状況に対して、昭和47(1972)年に都市公園等整備緊急措置法が制定されました。そして、これに基づく平成14(2002)年までの31年間にわたる都市公園整備5箇年計画により、都市公園の本格的な計画的整備が進められました。5箇年計画策定当初の目標である国民1人当りの都市公園面積9㎡という目標をほぼ達成して、その役割を果たしました。

その後、都市公園等整備水準の長期目標として21世紀初頭には計画対象人口1人当たり20㎡をという長期目標を打ち立て、当面の目標として長期目標の1/2である1人当たり10㎡を確保することとし、平成24(2012)年度末にこの目標を達成しました。

現在

こうして、全国で約10万箇所(約12万ha)を超える都市公園が供用されるようになりましたが、人口が集中している市街地やDID区域の1人当たり都市公園面積は依然として低いまです。しかも供用中の都市公園のうち設置から30年以上経過したものが約4割、20年後には約7割に達する見込みです。また、都市公園の設置箇所数のうち、小規模な都市公園である住区基幹公園が全体の約9割。また、面積1,000㎡未満の更に小規模な都市公園が約4割を占める、という課題も顕在化しています。

現在では、都市公園施設の長寿命化対策や、遊具の安全・安心対策、公園全体のユニバーサルデザイン化などの施策が進められていますが、公園の量より質という時代のニーズを踏まえて、平成29(2017)年には公園の中に公園サービスを拡充する民間施設の導入を可能としたPark-PFI制度を盛り込んだ都市公園法の改正なども行われています。

このようにして、太政官布告に始まった都市公園は、震災復興、戦災復興、高度経済成長期などの状況に応じて、都市公園法の制定や必要な改正、計画的整備の推進がなされて、現在に至っています。

CLA と都市公園

小林 治人
CLA 元会長

はじめに

一般社団法人ランドスケープコンサルタンツ協会が、都市公園整備事業推進のために調査・計画・設計・監理等で事業参画できるようになったのは、1964年東京オリンピック開催と、第9回IFLA (International Federation of Landscape Architects: 世界造園家連盟) 世界大会が東京・京都を中心に開催されたのを契機に、それまで民間の住宅・旅館・遊園地などの庭園設計を主としていた先達と、昭和初頭生まれ世代の造園設計者(以下「Landscape Designer:LD」と略す)とが力を合せ、「造園設計事務所連合」(以下「CLA」と略す)を組織したことに始まる。

ここに「CLAと都市公園」の関係について、創世記からの生き残りの一人として振り返り、前事不忘後事之師になればと年代順に記することとした次第である。

1. 1960年代：都市公園整備事業とCLAの曙

私が、社会人として第一歩を踏み出した1961年は、建設省(現在の国土交通省)計画局施設課が都市局公園緑地課となった年である。以後、私はこの公園緑地およびオープンスペースという社会資本整備事業に、LDという立場から参画することに人生の大半を費やすこととなった。

1964年東京オリンピック開催時に選手村であった跡地、代々木公園の競技設計を皮切りに、1968年国営武蔵丘陵森林公園競技設計、1968年大泉緑地競技設計等、本格的に都市公園整備事業拡大の機運が高まり、CLAのメンバーを始め、大学関係者・民間企業等の若い世代のLD達を刺激し、情熱的な挑戦に希望を持たせた。

当時、国の都市公園事業費は2~3億円前後であったが、競技設計の実施は、その後の都市公園整備事業の成長を予兆する前触れの出来事となり、1968年頃には10億円を超えるようになった。このように都市公園整備事業推進が本格化した結果、全国各地の自治体が国からの補助金を受けて実施する都市公園の計画・設計業務委託を発注することとなったが、既にCLAが名簿と実

績についての印刷物を広く公表していたので、CLAメンバーを利用していただくことができた。

この結果CLAのLD達は多忙を極めるようになった。数日間家に帰らず連日徹夜・徹夜で設計業務に専念できる幸せをかみしめながら、発注者の期待に応えようと図面に夢と希望を托した時代であった。現代では考えられない作業環境であったが、当時はそれが当たり前だった。当時はまだ、都市公園の利用実態調査とか設計の基礎データがほとんど存在しない中で、希望的苦悩をした時代でもあった。都市公園事業の円滑な推進には、このような背景があったことを銘記しておきたい。

さらに都市公園整備事業の成長にはそれ相応の民間支援文化活動が不可欠で、CLAは造園設計の職能組織として自由で柔軟な活動が可能な立場であったところから、長年の懸案であった造園ジャーナルの確立、造園夏期大学の開催(当初日本造園学会主催、現在日本造園修景協会主催)、関東造園人の集い(現在の新年造園人の集い)、造園技術者の会、国際交流など、積極的に斬新的な社会活動の企画にも参加していった。のちにこれらの集まりの構成員による総合的な力が社団法人日本公園緑地協会を中心に結集され、都市公園事業予算獲得のために国会への陳情運動にも参加した。

2. 1970年代：都市公園整備事業の発展

LDにとって、いよいよ都市公園緑地事業が本格化していく動きをCLAの仲間と共に具体的な形で体感したのは、1970年大阪千里丘陵で開催された大阪万国博覧会への参加である。この時、CLAとして作成した造園設計料率表が建設省で設計委託の参考資料として採用利用されたことが、都市公園設計委託を企画する自治体の参考資料として、おおいに活用された。

1975年沖縄海洋博覧会では、CLA内に博覧会担当チームを組織し、会場が5つのクラスターに分かれた村型の計画であったことを意識し、それぞれに設計担当を分けてチームを編成し、CLAのLDが存分に腕を振るうことができた。

博覧会は、時代の先端的技術の世界に示す大胆な実験の場であり、前例のない発想を実現させる機会として若いLDの良い体験的学習機会でもあった。

この博覧会での多様な経験が、都市公園設計など多方面で応用されたことを考えると、博覧会開催に向けて超過剰な修羅場ともいえる過酷な作業を乗り越えた世代にとって、救われる思いである。

1972年には第一次都市公園等整備五ヶ年計画が策定され、1976年までに9,000億円が組み込まれた。都市局唯一の直轄事業である国営公園の整備促進と、地方自治体への補助事業として都市公園整備事業の推進により、公園設計委託が全国的なスケールで安定的に行われるようになりLDも急増した。

さらに都市公園が地域・都市の生活密着型の基盤的社会資本であることが認識され、都市公園・緑地を系統的にネットワークする「緑のマスタープラン」策定が実施されるようになり、まだIT化が進んでいない中で広域的緑地などの自然環境の調査作業は体力を要する仕事であった。この緑のマスタープラン策定マニュアルの発行にはCLAも参加している。

都市公園事業予算は年々倍増ペースで伸びたが、事業の進行に伴い専門技術者数が追いつかないという状況も一部見受けられた。この状況解決に向けて造園設計界も若者が安心して就職できる職場として社会的理解を深めるため、CLAの広報誌・人材育成のための研修会の他、全国の自治体の都市公園関係者講習会なども実施した。

3. 1980年代：国際的催事とCLA

次々と新しい都市緑化政策が施行されていく途上において、広く社会的理解を深め普及させようと、建設大臣参加の元、造園関係9団体が参加して都市緑化推進協力会が組織され、10月を都市緑化月間とした活動が口火を切った。

1980年10月13日には、銀座ソニービル前で、都市緑化事業の現状と目標を掲げて広く社会に訴えた。この時CLAのメンバーが積極的に参加し、会場準備やチラシ配布など積極的に活動した。

これらの活動の高まりの中で1983年から建設省の提唱で「全国都市緑化フェア」が緑の国体に例えられて毎年全国持ち回りで開催されることになった。この結果は、開催経験の蓄積が年々緑・花文化の深化を促進し、緑・花普及に必要な理念と、具体的技術の開発が年々進化し続ける、という成果に結びついている。

設計委託業務が安定的に行われるようになると、CLAメンバーの事務所も徐々に充実し、1985年に社団法人化を実現することができた。

また、つくば科学博覧会(1985年)では、大阪や沖縄の経験から緑関係の予算を土木・建築から切り離して独立させることができ、これにより科学博では花と緑のデザイン密度を高めることができた。この手法の流れは、横浜国際博覧会(1989年)にも応用され、さらに横浜市緑政局より都市公園の樹木が会期中会場にリース提供され、豊かな緑のプロムナードが完成した。

つくば科学博覧会の開催中、建設省と大阪市では1990年に国際園芸博覧会を大阪で開催する方向で検討していた。その実現のためには日本がAIPH(国際園芸協会)のメンバーであることが条件であったため、社団法人日本造園建設業協会がAIPHに加入を果たすこととなった。この時点で、日本はどのような国際園芸博覧会を考えているのかについて、CLAとして構想図を描くこととなり、その結果を霞が関ビルの会場で一般公開した。

これまでの国際級の催事におけるCLAの実績が評価され、その後の各種の博覧会等催事の会場計画策定をCLAが受託して行うこととなる発端となったといえる。

一方、1960年代から1980年代までの都市公園事業の成長期を経て、国際会議等、都市公園をテーマにした会議を開催し、海外の都市公園の実情を学び関係者と交流を深める機会となった。1985年IFLA世界大会を再び日本(東京・神戸)で開催することになった。この大会開催にあたっては、多くの造園関係団体、あるいは多数の個人からの支援があったが、CLAが全面的に会の運営に当たった。

高度経済成長期における都市公園の展開は、都市公園の重要性を社会に普遍化させ、その整備量を増やすための予算獲得運動が大切な時期であり、CLAも積極的に参加した。まさに日本の青春期だった。

4. 1990年代：総合環境としての都市公園

都市公園整備事業が本格化する以前、公園計画・設計論を学ぶための研修会などが行われてはいたが、この時代は急騰する土地代の関係もあって、用地取得が大きな問題で折角の公園整備費も公園を点的に配置し整備するに過ぎないといえる実状であった。

その後、緑のマスタープラン計画が各地で進み広域的な緑地論が展開され、既存の都市公園の位置づけも点か

ら線、線から帯、帯から面状の整備へと、緑のネットワークが意識され河川・道路などの敷地も緑の計画に入味された。この面的な都市公園整備が地域・都市の総合環境計画として実現され始めた。

それは、従来の都市公園が都市の隙間に建設された姿から、広域的に面として緑空間が総合環境として確保された中に、人工的な施設が適宜配置される姿を目指すこともあった。

1990年代前半は、高度経済成長の余波が続き、世界各地のIFLA世界大会などへCLAが企画して積極的にグループ参加が続けられ、日本の設計職能と作品が広く世界の仲間に認知された時代でもあった。

1990年代後半はバブル崩壊後の経済環境の悪化から、急速に関連事業が激減し苦難の時代が始まっていた。20世紀後半に急速に進んだ国家財政赤字の進行による社会資本整備事業の見直しを含め、1994年から「緑の政策大綱」（緑サンサングリーンプラン）を定めた。

1995年1月17日、突然阪神・淡路地方を襲った大地震は都市公園の果たした防災効果を強烈に人々に印象づけた。このことが防災公園整備事業推進へと拍車をかける結果となったが、これら行政が担当する緑の環境造りの他に、民間のNPO活動などが芽生え、官民一体化しての新たな活動の種が撒かれはじめ、21世紀の方向性を予感させる現象と受け止められた。

都市公園整備事業とゴミ処理を一緒に行う事例も増え始めていたが、都市公園設計に、単に視覚的な美しさ、利用性を追求するだけでなく、エネルギーの流れなど目に見えない環境システム面について科学することも求められるようになった。

文明的進化によって緑の量的整備を急速に進めた時代から、環境問題、安定しない職能環境など20世紀から受け継いだ負の遺産ともいべき状況の改善を目指した新しい組織づくりと活動が始まった。

5. 2000年代：21世紀型都市公園の方向

造園科学・技術は、長い年月を経て緩やかに発達してきた技術であり、生の自然に特定の時代の価値観を照射しながら、自然と人間の共生できる多機能空間造りとして都市公園のあり方が問われる時代になった。

2000年には、淡路島でジャパンフローラ2000が開催されたが、この会場計画・設計は関西CLA会員が主体となって実施したものである。

さらにこの機会を利用してIFLAアジア地区大会を

地元兵庫県、日本造園学会、ジャパンIFLAなどの共催で実施した。これら諸活動の末、関西国際空港の埋め立て用の土取場跡地が国営明石海峡公園として美しく姿を変えている現在の姿をCLAの仲間と喜びたい。

整備からストックマネジメント時代の到来によって、2003年指定管理者制度導入と2004年には景観緑三法が施行され、都市公園の生態管理・資源循環・環境教育等の各種催事・企画運営も含めて総合的に管理運営する時代になり、社団法人公園管理運営士会が組織された。

日本は経済的豊かさを背景として、大型で多彩な開発プロジェクトを推進してきたが、最近では自然と人間の関係についての社会的関心の高まりはTVなどによる自然の紹介、幅広い園芸ブームなどを背景に「都市公園」の造り方・使い方の変化を余儀なくされている。

生き物空間である都市公園は、樹草の成長が著しく、その維持管理費などを捻出できる自立した都市公園経営のあり方、さらに予定地周辺の住民を交えたワークショップ方式などによって、市民による都市公園造りに参加した人達と公園との距離が身近になり理解度を深め、自分達の都市公園という意識が芽生えて、地域のコミュニティ形成を促進し、都市公園が地域活性化の核として機能している地域の例は今後ますます増えていくと予測される。その時、行政と地域住民をつなぐ創造的な仕事はまさにCLAのLDの大切な仕事であり、21世紀型の都市公園の方向付けについての考察を深化させなければならなくなっている。

6. 2010年代：公園管理運営の時代への準備

2012年には国民一人当たりの都市公園面積が当面の整備目標である10㎡を超え、少子・高齢化社会における都市公園の効果的使い方の見直しのため、公募設置管理制度（Park-PFI）が実施されるようになり、柔軟性のある活用のための研究会などもCLAは実施した。

その後、都市構造の転換と地方再生が進む中で、CLAは積極的に時代感知能力に優れたLDの高感度センサーを駆使して、各種の設計業務を全国各地で提言し、造園産業界に新風を送る気概を示してきた。このCLAの流れを持続させる為に深化した造園文化の理念や技術を伝承するための工夫が続けられている。

他方、国の進める規制緩和政策と逆行するように見える資格制度化も進んでいる。造園の資格として造園修景士、公園管理運営士、登録ランドスケープアーキテクト、一級造園施工管理技士、樹木医、その他多くの専門に特

化した資格制度が乱立したが、資格所有者として、真摯な研究・研鑽によってスキルアップを怠らず、職能の明日を拓く立場を保持するために必要な処置であったと考えられる。

20世紀の社会資本整備の時代は、行政が先導することで全国的に公園の標準化が進み高度で高密な制度が完成した。しかし、21世紀は都市公園経営自立型ビジネスとして成立できる法の一部改正などと併行させながら公園管理運営事業という立場からの使われ方が本格化しつつある。

このような状況を受けて都市公園のあり方、特に新時代に向けての経営的視座からの研究をするために「ランドスケープ経営研究会」（略称LBA）を発足させたことは適切な活動であると期待したい。

また整備を進めた時代の過剰で時代に合わない施設、過密で巨大化しすぎた危険な樹木などの撤去、急速に変化した都市景観に調和しない余景・醜景の除去等、マイナスデザインの面からの対応も大切である。（例えば、「ここは風致地区なので看板は立てないこと」という看板など）

7. 2020年代：コロナ禍と都市公園事業

2020年1月新型コロナウイルスが発生してすでに2年半が経過した。2022年8月の今も変移したウイルスが猛威を振るい、世界的なパンデミックの脅威は治まる兆候が見られない。

しかし、コロナへの対処療法などが徐々に解明されて外出自粛によって疲弊した人々が、一定の感染予防処置をしたうえでソーシャルディスタンスを保ち、都市公園など、緑の空間を有効的に利用することが心身の健康維持に効果があることが定説となり、コロナ禍の中で安心して利用できる都市公園のあり方を考慮した公園管理運営の試みが始まっている。

従来の都市公園は一定の遊具などが配置され子供たちの人気を集めてきたが今後、非接触型施設運用と、オンラインイベントが楽しめる装置等これらが適宜併用されて運営できる設計に変化する時代になった。

CLAと都市公園計画・設計という公共事業としての仕事は、現在入札制度によってLDの事務所を決定する仕組みであるが、この制度は、事業を方向付ける考え方が十分理解されぬまま設計者を選定することとなりかねない課題も含み、その是非については長年CLA内部でも議論されてきた。そこで入札金額の多寡で設計事務

所を決定する業務委託方式だけでなく、プロポーザル方式を積極的に採用することによって、委託業務の内容的な質を保持するための安全弁として機能させようと、CLAでは提案を進めている。

ただし、基本的には現在CLAに所属する事務所のLDは、公共事業として発注される業務については標準以上の成果を常に保証できる有資格者である、という大前提に立ち、法を順守した入札制度を甘受しているが、このような状況だけに頼っていて良いのだろうか？

新しい時代を拓くためには、既に一部では実施されてはいるが、CLAなど組織人としてのLDだけでなく、一般人の参加も可能なアイデアコンペ等をもっと実施して、新しい都市公園を生み、育てる手立ても考えたい。

今、予期せぬ新型コロナによるパンデミックによって世界の様相が激しく変化する中で、都市公園のあり方、都市公園の健康維持施設としての期待が高まっている利用状況がある。こうした状況を受けてコロナ禍以後、LDの主たる目標は、人々の命のよりどころとしての都市公園を、都市全体の中での緑のネットワーク化の中に位置づけ、地域の自然的成り立ちに配慮しながら守り育てる工夫と、わが国固有の伝統的造園思想・技術と柔軟に調和融合を繰り返すことが可能な仕組みづくりを考え、伝統を現在性に置き換えるなどして、日本文化としての強靱で包容力のある都市公園を創出する時である。

おわりに

CLAが誕生し、今日まで都市公園計画・設計・管理運営などの仕事に参画できるようになったのは、太平洋戦争の戦禍を乗り越えて、戦後の都市公園事業を立ち上げてきた多くの先達からの指導があつてのことであるが、特にCLAでは佐藤昌初代会長のご指導によって行政・学界・産業界等との連携の基礎が創られてからといえる。佐藤初代会長は、長年にわたる欧米・アジア諸国の公園緑地・オープンスペースの研究成果を踏まえて、行政・学識経験者で構成された設計専門委員会では常に会をリードされ、まさに都市公園の父として「厚德載物」の思想を説かれた。

CLAでは、その意を引き継ぎいで以後、小形研三、小林治人、杉尾伸太郎、大塚守康、枝吉茂種と会長が続き、現在は金清典広に引き継がれている。今後共、都市公園事業の発展を支えるために、社会から期待される役割を果たし、常にその技術研鑽に勤しみ、都市公園事業の大きな牽引役を担っていくことを期待したい。

公園 150 年の歴史と計画・設計者の役割

糸谷 正俊

(一社)ランドスケープコンサルタンツ協会顧問
 株公園マネジメント研究所経営顧問 株総合計画機構相談役

制度創設以来 150 年の歴史がある公園と、その整備推進にかかわった公園計画・設計者の歴史について、限られた誌面ではあるが概要を振り返り、CLA の役割についても考えたい。

1. 公園のはじまりと公園計画・設計者の誕生

明治政府は欧米を範とする中央集権による近代国家の形成と富国強兵を目指し、版籍奉還(明治2年(1869年)、以下基本的に和暦で表示)、廃藩置県(明4)、社寺上地令(明4)、地租改正(明6)、徴兵制(明6)等の政策を打ち出すとともに、社会改革として身分制度の廃止(明4)、学制公布(明5)などを矢継ぎ早に実施した。

明治6年の太政官布達第16号は、「3大都市をはじめとする人口の集まる地域にある由緒ある景勝地、名所地または著名な人の旧跡等で、古来より人々が遊覧の場所としていたところであり、かつその土地が国の所有または所管に属するものについては、永く国民がともに楽しむ“公園”とすべきであるので、府県にあっては適地を選び、図面等を添えて大蔵省に提出すべきこと」という内容の布達であり、多くの名所等がこの年から数年の間に公園に指定された^{※1}。この公園制度は、前記した各政策と関連して出されたものとして理解される。

新政府は、土地所有者を特定しその所有権者を納税義務者として設定し、経済的基盤を確立することが急務であった。神社の主要境内地以外は上地(土地の没収)が行われ、一方で官有地、官有林の払い下げが進められ、政府の財源確保が図られた。その際、社寺域等の荒廃化も進んだため、その保全を図るための方策のひとつとして、地目「公園地」が制度化された^{※2}。

また賤民廃止令等平民化が図られ、行先を失った人々の救済地として公園が活用されるなど、急激に変化する社会変革の中で生み出される矛盾や軋轢の受け皿としての役割も担った^{※3}。

この公園制度のスタートにあたっては、明治政府と東

京府など申請者との間に、制度の運用をめぐる様々のやり取りがあり、府県にとって公園関連支出をどこから捻出するかが大きな問題となった。この解決策として公園を経営することで、公園管理運営資金を調達し、さらに新規の公園整備の財源を生み出したことを勘案すると、太政官布達公園はいまでいう公園マネジメントの原点となり、また長岡安平という公園設計技術者(ランドスケープアーキテクト)誕生のきっかけとなった。

長岡安平は、明治10年代の東京府の職員であり、芝公園の整備、飛鳥山公園の設計などに関わったのち、東京市区改正設計による我が国第1号の新設公園坂本町公園の設計を手掛けた(明治22年開園)。しかし、彼が躍動するのは明治32年58歳の年からで、地方からの要請に応じて全国で公園、庭園の設計に携わり、関与した公園・庭園の数は延べ180か所以上にのぼる。彼の公園設計方針は、「一般利用や子供たちの利用に配慮」「自然の地形を生かす」「広場と子供遊技場は必須」等を掲げ、「開放的、平等的、児童本位」「人工を避け、できるだけ自然に見せる配慮」という設計思想を普及させる^{※4}。これは、現在の公園設計思想においても、根幹をなす考え方として受け継がれている。

2. 太政官布達公園である住吉公園の変遷

大阪府営住吉公園の歴史については、住吉公園指定管理共同体が発行した「住吉公園歴史探訪(1~15号)」に貴重な情報が詳しく掲載されており、150年の歴史の重みがかかる。以下、住吉公園での公園制度創生期の公園の実情を見てみる。

住吉大社の境内地すべてが住吉公園になったのは、明治6年8月のことである。しかし、社務への支障が著しいため、明治8年には神社境内の枢要区域は住吉大社に返還され、神社域西部一帯の松林区域が公園地となった。

この公園地は鉄道開通の影響を受け明治末までに浴

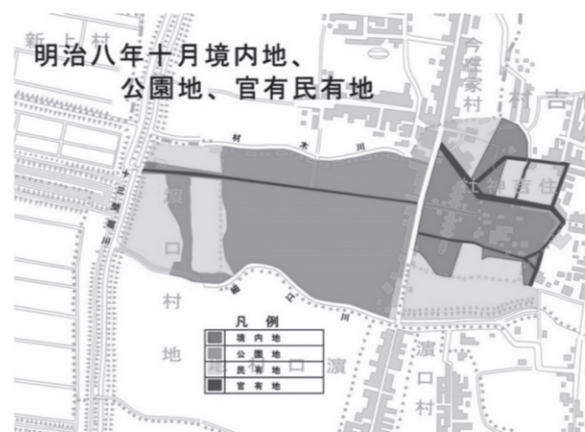


図1 住吉公園指定地(明治8年)
 出典 住吉公園歴史探訪第1号 都市公園住吉公園指定管理共同体発行より

場、茶店、料理茶屋、料亭などが70軒以上立地し、大変な賑わいを見た。まさに公園＝歓楽地の様相を呈していた^{※5}。

しかし高密度な建物立地や周辺からの大気汚染等により、松林が衰退し、水質悪化が進むなどの問題が生じたため、大正7年(1918)以降借地建物が整理され、府営公園としての大改造が行われていく。

大正9年(1920)に大阪府に赴任した都市計画家であり造園技術者であった大屋霊城(1890-1934)は、東京大学卒業後(大4)明治神宮の宝物殿地域の設計監督を担当し、大正6年に大阪府立農学校で教鞭をとりながら大正7年府営住吉公園の改良工事にかかわる。彼は公園内の茶店、料理屋等を園外に移転し、汚れていた沼沢を埋める一方新たな池を作って修景を行い、園路を一新し、動物舎を設け、運動場を追加した。まさに近



図2 明治30年代の公園見取図 凡例の○で囲まれた数字は民間使用地75軒あった
 出典 住吉公園歴史探訪第7号 都市公園住吉公園指定管理共同体発行より



図3 大正9年以降の住吉公園 斜線部は昭和11年から工事が始まった国道16号(現26号)の事業区域 住吉公園が縮小されるとともに代替え公園として住之江公園が完成
 出典 住吉公園歴史探訪第10号 都市公園住吉公園指定管理共同体発行より

代的総合公園に作り替えたのである。

3. 大屋霊城の躍動

大屋霊城の功績は、多くの公園づくり(住吉・住之江公園、箕面公園、枚岡公園等)もさることながら、実は都市計画家として緑のまちづくりを指導したことも大きい。大正9年に教職を辞し、同年大阪府都市計画地方委員会技師に任じられて海外の都市計画と公園緑地の視察に赴き、その成果を各所で発揮する。民間都市開発の指導(阪神電鉄甲子園花苑都市構想、大阪鉄道藤井寺花苑都市構想)をはじめ、昭和3年大阪都市計画公園計画決定に関与する。この時決定した大公園(服部緑地、臨南寺公園—今の長居公園、豊里公園—今の城北公園、大阪城公園、万代池公園等)と河川公園が、現在の大阪府市の基幹公園となっているほか、随所に公園を繋ぐ公園道路(今は残されていないが、一部は都市計画施設として実現した)を計画し、緑のネットワークの実現を目指した。彼はまた、大阪朝日新聞に「パークウェイとブルーパール」という論説を載せる(大12)など、公園計画・設計の技術者であるとともに、緑の都市計画の大いなる論客であった。

さらに児童の遊び場についての研究成果をまとめ(昭3)、児童遊園の誘致圏等の配置と設計基準を提起したほか、昭和7年から住吉・住之江公園で公園祭を開催し、公園の利活用に努めた。そのほか、近畿をはじめ各地の公園計画に携わり、また風致地区指定、名勝地指定にも

貢献する。昭和9年、わずか45歳の生涯を閉じたが、その幅広い功績は非常に大なるものがあった^{※6}。

4. 近代的都市施設としての公園の発展と人材の育成

大正12年関東大震災以降、すでに公布されていた旧都市計画法(大8)とも連動して被災地では帝都復興事業の中で公園整備が進捗し、また各地で都市計画施設としての公園整備が加速する。

さらに、戦時体制が進む中で、東京に7大緑地が都市計画決定(昭15)され、東京、大阪に防空緑地、空地帯が指定(昭19)されるなどの動きはあったが、日本の敗戦により公園緑地計画は一時頓挫する。

しかし昭和21年には、戦災復興に係る特別都市計画法が公布され、緑地地域制度が定められるなど、徐々に都市整備や公園整備に向けての再スタートが切られるようになる。

昭和20年代の公園づくりは、戦災復興や土地区画整理事業の中での公園整備が進む一方、大公園についての懸賞募集(広島平和記念公園及び記念館設計(昭24)、韮公園設計(昭28)、砧緑地設計(昭29))が取組まれるなどの新しい動きも見られるようになった。

この間、戦前公園や公園予定地であった区域が、混乱の中で学校、住居、農地等に代わる事態も散見されるようになったため、昭和31年都市公園法が公布され、公園の永続性が担保されることとなった。

こうした公園の拡大は、公園づくりの職能の確立をもたらし、産官学で公園専門家が生まれ出されていく。東京で長岡安平の指導を受けた東京市公園課長井下清は、震災復興公園の計画設計をはじめ、墓地の公園化、史跡庭園の保全、恩賜・下賜公園の獲得、街路樹整備などを進め、行政としての公園技術者の職能を開拓し、多くの人材を育てた^{※7}。

しかし公園づくりの民間の設計者が育つにはもう少し時間が必要だった。

5. 高度経済成長期の公園づくりとコンサルタントの登場

昭和30年代から日本では急激な都市化が進み、住宅、学校、道路、公園など都市部での施設不足が顕在化してくる。すでに住宅公団が発足(昭30)し、大阪では企業局による千里ニュータウン開発(昭33)が決まるなど、

大規模住宅開発が動き出すとともに、東京オリンピック(昭39)や日本万国博覧会(昭45)などの大型プロジェクトが開催され、日本は高度経済成長の時代に突入した。

従来、公共工事の不正等を防ぎ工事情報を適正に管理するため、都市施設等の計画・設計は公務員が担当し、工事は民間業者が請負うという仕組みで、都市づくり、都市施設づくりが行われてきたが、増大する公共建設工事に対応するには民間が計画設計にも参入できる仕組みへの変更が必要となった。昭和38年建設コンサルタントの活用について建設事務次官通達が出され、昭和39年(1964)建設コンサルタント登録制度が始まる。

今まで主として民間の庭園設計を担い、造園技術を磨いてきた先輩諸氏が集まり、CLAの前身である任意団体の造園設計事務所連合が設立されたのは昭和39年であり、まさに建設コンサルタント制度のスタートと軌を一にしている。

しかし現実に公共造園の設計に関わった造園部門の建設コンサルタント第1号は(社)日本公園緑地協会であり、業務は建設省発注の日本万国博覧会政府出展日本庭園の基本設計、実施設計(受託昭和42年)であった^{※8}。

建コン登録、設計予算の確保、発注の仕方、業務完了手続きなど、民間への発注の仕組みが整うまでに若干の時間を要したのである。

一方、住宅公団や大阪府企業局などの現場では、建コンであるかどうかは別に、すでに公園設計業務が実態として民間設計業者に発注され、多くの民間の公園計画・設計技術者が育ってきた。

また、全国の公園の面積も昭和25年8,300haから昭和36年1万4,388haに増え、昭和45年には2万haを超えるまでになっていたが、さらに都市公園等整備5箇年計画策定(昭和47年)により全国の公園計画・設計需要の拡大が見込まれた。

ランドスケープコンサルタントの活躍する時代がようやく到来した。

6. ランドスケープコンサルタンツ協会の成長と展望

この時代までの公園づくりは、主に行政内部の公園計画・設計技術者が対応しており、官製の、利用者に提供された公園であった。民間の計画・設計技術者の登場は、公共造園に参画できる仕組みが整い、活動の場が用意される昭和40年代以降であり、利用者のため、市民のた

めの公園が生まれる素地ができた、といえよう。

任意団体であった造園設計事務所連合も、会員数が昭和48年会員・会友合わせて52社であったのが、ピークの平成10年には正会員・準会員・賛助会員合わせて243社に拡大し、造園部門の技術者数は4,000人を超えるまでになった。

業界団体として社会的責任を果たすべく、法人化して名称を社団法人日本造園コンサルタント協会に改めたのは昭和60年のことである(名称をランドスケープコンサルタンツ協会に変更するのは平成11年)。

全国の国営公園、大阪花博等の国際博覧会の会場計画、全国都市緑化フェアなど、CLA傘下の各社の活躍ぶりは、CLAジャーナル176「ランドスケープコンサルタンツ協会50周年記念」号に記されたとおりであり、また公園の各種調査研究や管理運営においても、成果が蓄積されてきた。さらにCLAが発表したCLAビジョン—新しい環境文化の創造—(平成7年)やRLA資格制度の創設(平成16年)は、公園空間のデザイナー・技術者にとどまらず、緑のまちづくりと豊かな環境文化を生み出す職能としての我々の展望を示している。

しかしながら日本の経済が停滞し、国と地方の財政状況が悪化する中で、公共造園の工事は激減し、会員数はピークの半分に、また造園部門技術者数も1/5に減じた。公園づくりのプロ集団としての役割は終わったかに見えた。

しかし想起してほしい。公園150年の歴史の中で多くの先達が苦勞して作り上げた公園技術、公園設計思想は、決して光を失っていない。公園は、世の中に定着し、期待されこそすれ、公園は不要、という声は市民からは聞こえない。

今回取り上げた長岡安平の公園設計思想、大屋霊城の緑の都市計画論、またCLAがまとめたCLAビジョン—新しい環境文化の創造—やRLA資格制度はまさに先見の明があった。これらを活かす様々な取組がCLAの基本的な役割となると考える。

公園は作る時代から使う時代に代わり、今や市民とともに公園を育てる時代になっている。この時代にふさわしいCLAのリーダーシップの発揮も求められている。

最後にCLAとの若き日のかかわりをふりかえり、CLAの将来とその役割を考えてみたい。

50年前、右も左もわからないまま公園計画・設計業

界に足を踏み入れた私は、縁があって昭和49年CLA関西支部の設立にかかわった。荒木芳邦、井上卓之、中根金作といった大御所各位や、藤田好茂、井上芳治、大塚守康等の若き造園家リーダー達と親しく交わることができたことは私の大きな財産となった。

関西の風土性もあると思うが、公園・庭園の枠を超えて、設計・施工の枠を超えて、また年代を超えて、自由に発言できる交流の場が築かれていた当初のCLA関西は、未来につながるランドスケープの希望を提供するものだった。

時代は変わったが、枠組みを超えての多様な交流を拓けることが、これからのCLAの役割を考える原点になると思う。造園関係出身者であるか否かを問わず公園や緑への熱い思いを持った専門家を育てる機関として、また、公園だけにとどまらず緑の環境を街中に広げていく運動の機関として、CLAの果たすべき役割は大きいと思う。

参考資料

- ※1:「公園緑地マニュアル平成29年度版」(一社)日本公園緑地協会発行)
- ※2:「近代日本公園史の研究」丸山宏著、思文閣出版)
- ※3:「都市オープンスペースの居住人の動きを通してみた明治初期公園の位置づけ」土肥正人、造園雑誌56(5)31-36 1993)
- ※4:「長岡安平」浦崎真一著、長崎文献社)
- ※5:「住吉公園歴史探訪第7号-明治後期の公園茶屋、第9号-大正期住吉公園の茶屋と周辺」いずれも小出英詞著)
- ※6:「論客大屋霊城 初代の緑の都市計画家」清水正之、ランドスケープ研究60(3)203-206)
- ※7:「公園の誕生」小野良平著、吉川弘文館)
- ※8:「公園緑地行政及び日本公園緑地協会業務年表」(社)日本公園緑地協会発行 平成8年5月)

鶴見川多目的遊水地の新横浜公園グリーンインフラ紹介

川島保

株式会社ランズ計画研究所

新横浜公園は遊水地だったのか

近頃の天気予報では、温暖化の影響なのか「今まで経験したことのない雨」といった言葉をよく聞くようになりました。

今から3年前、「令和元年東日本台風」と名付けられた2019年の台風19号は、静岡県から関東、甲信越、東北地方などに甚大な被害をもたらしたことは記憶に新しいです。

このとき遊水地内は過去3番目、94万㎡の貯留量で水没し、大会組織委員会、横浜市、管理スタッフの尽力によりラグビーワールドカップ2019大会の「日本対スコットランド」戦の試合が開催できました。

台風の過ぎた後、日産スタジアムを背に、水に沈んだ新横浜公園の様子をテレビ中継で観て「へー、この公園は遊水地だったのか」と、知った方々も多かったと思います。

鶴見川の減災を担う

2002年日韓サッカーワールドカップ、ラグビーワールドカップ2019日本、2020年東京オリンピックといった3大会の決勝をおこなった日産スタジアム（横浜国際総合競技場）のある新横浜公園は、面積70.4haの都市公園です。

ここは、戦後の急激な人口増加、宅地拡大による大水害^{*1}を起こした鶴見川の減災を目的とした、多目的遊水地の中に設けられています。

公園整備は、国土交通省関東地方整備局と横浜市による「鶴見川多目的遊水地事業に関する基本合意書」を1989（平成元）年2月3日に締結した共同事業です。その概要をご紹介します。（文中の高さはT.P表示）

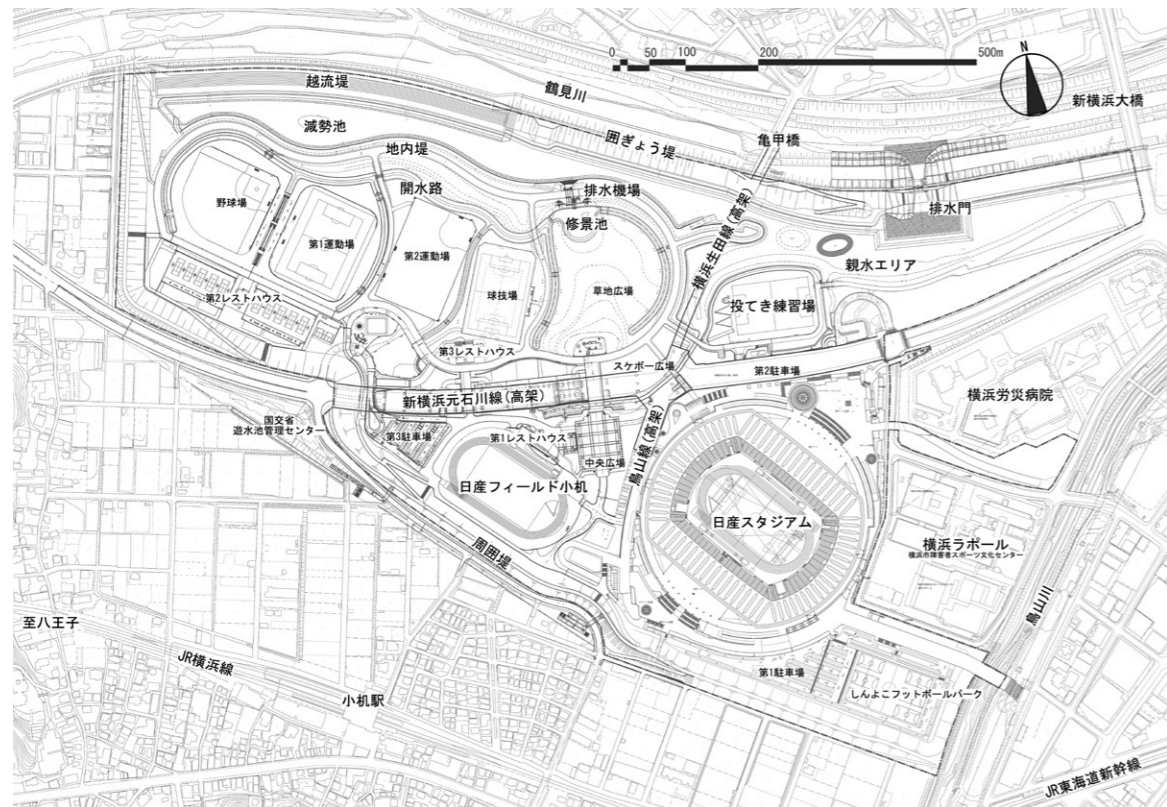


図-1：新横浜公園平面図

普通に利用できる公園にする

完成した新横浜公園ではスケボー広場、天然芝生のサッカーコート、野球場、テニスコート、ジョギングなどを楽しむ多くの市民に利用されています。来園者が安心して公園を利用できる仕組みは、遊水地内を一次冠水域、二次冠水域、三次冠水域に分けて降雨量に応じて水をゆっくり貯めて、ゆっくり自然に排水するといった、グリーンインフラの考え方により設計されているからです。

鶴見川多目的遊水地の概要

かつて、鶴見川と鳥山川の合流する新横浜公園一帯は水田地帯でした。この場所は、もともと自然の遊水地機能がありました。

鶴見川多目的遊水地の広さは堤防を含めて約100ha。遊水地内は道路と公園、医療施設（リハビリセンター）に利用されています。

洪水調整機能を高めるため、周囲は天端9.7mの堤防（周囲堤・囲ぎよう堤）で囲い、遊水地の中は現況を2.0mから4.0m掘り込んでいます。

公園北側の亀の甲橋付近における鶴見川の水位は通常1.0m程度ですが、6.6mを超えると越流堤から遊水地に河川水が流入します。設計を進めるなかで判ったことですが、鶴見川からの越流は、当時の降雨記録からは年に1度あるかないかでした。

遊水地内はほぼ平坦

遊水地内の排水門の敷高は2.0mです。越流堤の堤脚部から排水門まで同じ高さです。鶴見川の水位が2.0m近くなると水門は閉鎖され、その後は医療施設を含む流域内に降った水は遊水地内に滞水する仕組み

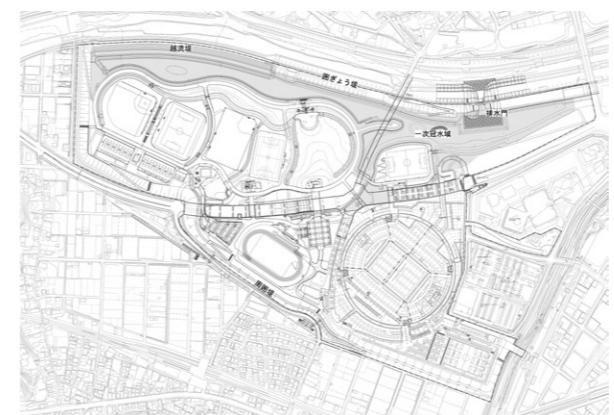


図-2：一次冠水域

になっています。

公園の運動広場や園地を整備する新横浜元石川線の北側は、敷高2.5mで面積約30ha以上の広さがあります。この場所は排水面のL.W.Lから50cmの段差しかない平らな場所です。

設計当初、関係者が頭を悩ませていた課題を、当時の会話からご理解ください。

どうやったら公園に使えるのか

「イヤー、北側用地は排水面から50cmの段差しか無い場所じゃん、これじゃー公園整備なんかできないよー」

「それって、何のことですか？」

「これ見てよ、道路（新横浜元石川線）の北側は30ヘクタールもあるけどさー、ほぼ真っ平らだよー」

「ここでは排水もとれないし、ちょっと雨がふったら水没しちゃうよー、遊水地だからしょうがないけどさー、このままじゃー、全部ヨシ原になっちゃうし。」

「何かいいアイデアないかねー？」

「うーん、難しいですねー」

「オランダみたいに、水が溜まる場所と、利用する場所を堤防で区切ったら、利用出来ないかな？」

「遊水地の貯留量に影響させないでさー」

「それ、いけそうだな、検討してみよう！」

設計当初、遊水地の機能を損なわずに、普段も使える公園に整備をするためには、公園設計に大胆な方針転換が求められていました。

多目的遊水地の中に遊水地をつくる

新横浜公園の設計は、河川事業者の合意を得て、遊水地の貯留量390万トンに影響を与えないで、地盤高を大幅に変更することにしました。

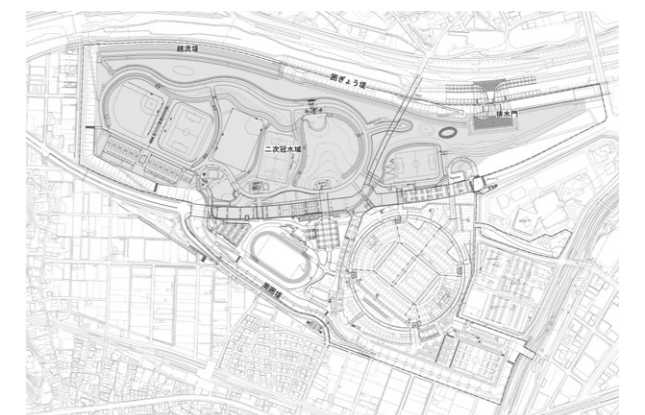


図-3：二次冠水域

鶴見川からの越流が無い降雨時も、安心して公園利用できるようにするため、多目的遊水地の中に公園利用のための遊水地をつくることにしたのです。

具体的な内容は、次の3つです。

一次冠水域と二次冠水域を分ける

- 一つは、水位 2.0m の一次冠水域と、敷高 2.5m の二次冠水域（運動系広場）の間に、「地内堤」と称す堤防を設置して流域を区分しています。
- 降雨によって鶴見川の排水門が閉まると、敷高 4.0m の横浜国際総合競技場や医療施設の雨水は、一次冠水域にあつまります。
- 鶴見川から越流するまでは、流域内の降雨を一次冠水域に溜めるために、地内堤を設けることで公園の排水性と安全性を高めています。
- 地内堤は東西に延長 1.1km、天端高を 3.1m から 4.6m に築堤して、一次冠水域に約 15 万トンの雨水を貯留させています。堤体天端は主園路に利用しています。
- 地内堤で最も高い場所は、冠水後の維持管理を考慮して排水機場周辺を 4.6m に築堤し、堤体斜面勾配は 10% から 20% と緩やかにして、越流時の流速でも浸食しない張芝にしています。
- 降雨のたびに水位変動する一次冠水域は、一般利用者の立ち入りを規制して、多様な生き物が生息できる水辺環境再生エリアとしています。

ひな壇造成と開水路の設置

- 二つ目に、地内堤に囲まれた二次冠水域は、西側の運動広場（野球場）を 2.5m にして、東側にむかって 2.1m までひな壇状に掘下げて、排水性を確保しています。
- それぞれの運動広場は暗渠排水を敷設して、周囲に素掘り開水路を設けて、下流の修景池まで流下させています。
- 開水路は、地下水の集水と生き物にやさしい砂利敷仕上げにしています。
- 越流水は、水が引いたあとには粘性土が残るため、速やかに洗浄水で洗い流す際にも開水路が有利です。
- 掘削土は地内堤の盛土に使用することで、遊水地の欠損と補填をバランスさせました。

排水機場と排水樋管を設置

- 三つ目は、二次冠水域の修景池底を 0.0m と公園内で最も低く設定しています。こうすることで、二次冠水域流域の雨水や地下水を、修景池に集めることが出来ます。

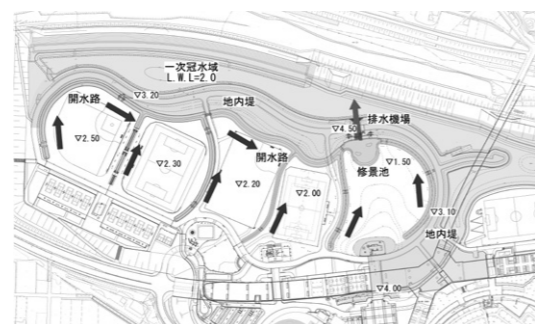


図-4 運動広場排水模式図

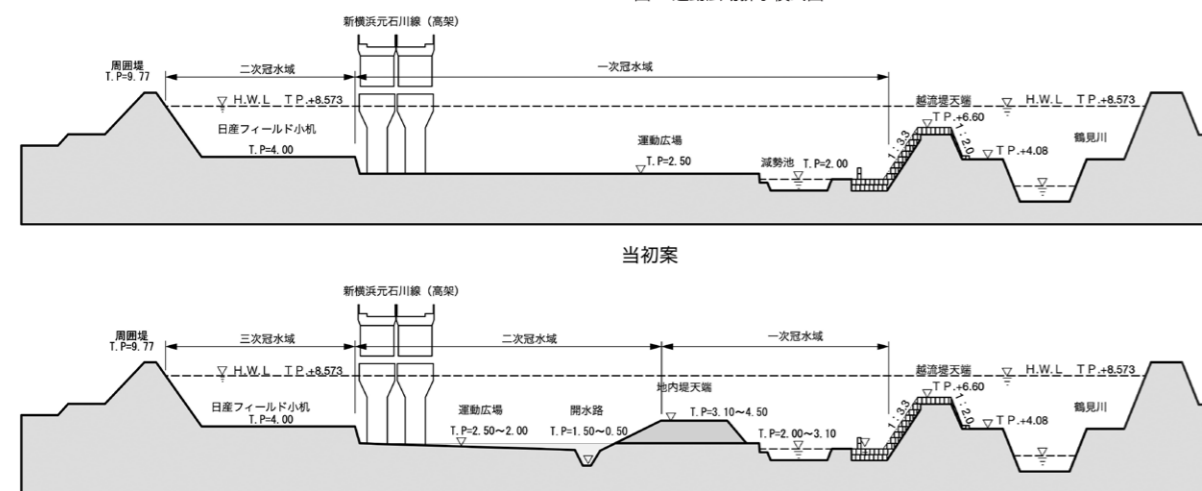


図-5 断面模式図

整備案



写真-1 普段の公園利用



写真-2 越流時の冠水状況

- 修景池に溜まった水は、排水ポンプで一次冠水域に強制的に排水しています。
- ポンプ排水能力は連続降雨 8mm/hr 相当を確保していますので、時間降雨 10mm 程度の雨でも二次冠水域の園地や運動広場は利用できます。
- 鶴見川から越流があった後、洪水がおさまると国交省が管理する鶴見川排水門が開いて、一次冠水域や三次冠水域に溜まった水は自然に流れます。しかし、二次冠水域に溜まった水は、一次冠水域と地内堤で仕切られているため、地内堤の高さ 3.1m より低い場所は自然に排水出来ません。
- このため、排水機場に樋管を設け、転倒ゲートにより 2.1m の水位まで一次冠水域に自然流下させています。
- 自然流下できない 2.1m 以下の水は排水ポンプで排出しています。

鶴見川多目的遊水地は平成の信玄堤

新横浜公園の屋外園地は、横浜市緑政局が策定した「新横浜公園一部基本設計報告書：1998（平成 10）年 1 月」によって、本格的な公園整備が進められました。

2015（平成 27）年に、二次冠水域のサッカー専用球技場が完了したことで、屋外整備は完了しています。その後、2022（令和 4）年には人気のスケボー広場が改修オープンしています。今後は運動広場の改修も行われる予定です。

1998（平成 10）年当時、鶴見川からの越流を 1.2 から 1.5 年に 1 回程度と推測して、越流するまでは公園を安全に使えるように、遊水地の水をコントロールする設計を行いました。

2019（令和元）年 10 月 17 日付けの神奈川新聞によると、「2003 年に運用を開始した遊水地での貯水は 21 回目。これまでの最多は 14 年 10 月の台風 18 号による約 153 万 6 千立方メートルで、04 年 10 月の台風 22 号では約 125 万立方メートルが流れ込んだ」と報道されています。

設計当初に予測した頻度を超えて貯水しています。近年、一日で 500mm を超える雨が降った報道もあります。今後は異常気象などによって、鶴見川からの越流頻度は増えることも推測されます。

鶴見川多目的遊水地内の公園のため、利用環境は降雨による影響を受けますが、指定管理者により公園利用者の安全を最優先した公園管理が行われています。

当社は、1997（平成 9）年から新横浜公園の設計に参画しています。多目的遊水地内の公園において、「安全・安心・快適な環境づくりを目指す」といった設計当初の目標は、概ね達成できたと思います。

横浜市環境創造局の職員の方々には、多大なご指導をいただいたことをこの場をかりて御礼申し上げるとともに、心より感謝いたします。

図面・写真出典：横浜市環境創造局、新横浜公園（日産スタジアム）指定管理者 横浜市スポーツ協会・F・マリノススポーツクラブ・管理 JV 共同事業体

※ 1：鶴見川は、地形的な条件なども災いして、昔から大雨のたびに洪水・氾濫をおこしてきました。戦後最大の災害は、昭和 33 年 9 月に発生した狩野川台風で、流域平均 2 日の雨量 343mm を記録しました。鶴見川各所で決壊し、床上・床下浸水の被害は 20,000 戸以上と甚大な被害をもたらしました。平成 15 年の鶴見川多目的遊水地が共用した後は、下流の浸水被害は大きく減少しています。

都市緑地とウェルビーイング

小野 隆

(株)公園マネジメント研究所 所長 / World Urban Parks ジャパン理事

世界的な公衆衛生の緊急事態を経験し、都市における緑地の存在が見直されました。「みどりのまちづくりは、自然が豊かで、美しい景観を楽しむことができ、健康で、安全・安心な暮らしを与えてくれる」という従来の認識がより一般に浸透して、「みどり」がより具体的かつ、生活者にとって身近で直接的な便益をもたらすことが再確認されています。

医学研究分野からは、公園や緑地へのアクセスが人間の生存にどのように「自然治癒」をもたらすかが何度も解説されました。また、社会福祉分野では公園などが持つ地域コミュニティ形成の役割が社会的処方への可能性を高めると考えられています。

その便益は高齢者に限らず、育成期における人間形成や成人後の創造性や自律的な生活習慣に影響をもたらす自己肯定感の醸成などにも「みどり」が大きく寄与することが明らかにされ、そうした環境を求める企業もあります。「みどり」がもたらす便益が結果的に居住資産の不動産価値を高めることなども経済的に確立された評価にもつながっています。

ウェルビーイングの語源は、「善きあり方」を意味するイタリア語の *benessere* とされます。1948年のWHO憲章では、「健康」の定義の中でウェルビーイングという言葉が用いられていることはあまりに有名で、ことあるごとに引き合いに出されています。よい状態、よくなることを示すウェルビーイングの主体は様々です。個人を指す場合もあれば、その集合体である組織や社会全体である場合もあります。ウェルビーイングは、幸福とか福祉といった言葉で訳されることがありますが、その具体的な状態は、主体の価値観や状態、文化的背景によって大いに異なり多様性が生まれます。同じ個人であってもライフステージによってその価値観は変化します。

近年、この多様な価値観に支えられるウェルビーイングという考え方を政策として取り入れる政府が見られ

ようになりました。背景には、経済的な成長（GDP）だけが国家発展の指標でないという考えが浸透してきたからです。また、ウェルビーイング研究で主観的ウェルビーイング分野の発展によって、価値の可視化が試みられ政策評価の一部具体化が可能になったことも後押ししています。ベルギー、エクアドル、フィンランド、ドイツ、日本、スコットランド、スロヴェニア、ウェールズ、さらに近年ではニュージーランドとオーストラリア首都特別地域（ACT）といった地域で、ウェルビーイングを追求するためのモデルが発展しています。（注1）

この中で、ニュージーランドの「ウェルビーイング予算」は、経済成長だけでなく社会の課題を改善しウェルビーイングを向上させることが国家の義務であるとした意思表示として注目を集めました。

日本での取り組みは自民党政務調査会の「日本 well-being 計画推進特命委員会」が関連施策への提言を取りまとめています。2022年4月になされた第5次提言（注2）には、コロナ禍を経験して人々の価値観に変化がみられること、また国際情勢を受けて海外からは、「国民の Well-being 実感の悪化が、内乱や紛争、不安定な政治につながる」ことが報告され、「平和の礎に Well-being がある」ことが理解され始めたこと、GDPという単一の経済指標だけに焦点をあてるのではなく、ウェルビーイングに関する多様な側面に焦点を当てるべき時代へと転換しつつあると記述されています。この第5次提言では、以下の5つの項目が示されています。

- ①企業：Well-being 経営・Well-being 産業の育成
- ②地域での成果と課題：デジタル田園都市国家構想と Well-being
- ③子供に関する成果と課題：こども家庭庁設立と Well-being
- ④ Well-being に関する統計・調査、基本計画：人材育成について

⑤国際的な取り組み：WHO や OECD などの包括的な取組への積極的な発信

これら提言の具体的な施策手法には DX に関わる新しい技術提案は見られるもののこうした施策の土台となる社会インフラとしての「みどり」の在りようについてはあまり言及されていません。この点については今後、業界として積極的に情報提供し、都市緑地の重要性を施策決定者に伝えることが必要です。その手掛かりとしては⑤に掲げられている国際組織の取組みの WHO の報告書があります。“Towards developing WHO's agenda on well-being”（2021）は、ウェルビーイングについて、健康・経済・社会・環境等を統合する、包括的な概念であり WHO の政策課題にも取り入れて行くことを目指したもので、このアジェンダの考え方の根拠としてあるのが2016-2017年に WHO が発表している以下に示す2つの報告書です。

- ・Urban Green Space and Health: Intervention Impacts and Effectiveness (2016)
都市緑地と健康：（みどりによる）介入の影響と有効性
- ・Urban Green Space Interventions and Health: A review of impacts and effectiveness (2017)
都市緑地による介入と健康：（みどりによる）介入の影響と有効性についての評論

一つ目は、WHO 欧州事務所が中心になり世界の研究者を集めた会議での議論をまとめたものであり、二つ目はそこで紹介された施策についての効果およびエビデンスを取り上げたものです。

また、これらの報告書をもとに24頁のリーフレットが作成されています。「Urban green spaces: a brief for action 都市緑地：実践のためのガイドブック」（注3）の冒頭には、都市緑地の施策上の重要性が述べられており、都市緑地は地方自治体が市民の健康とウェルビーイングのためにできる重要な投資であると書かれています。都市計画を立案もしくは施策を担当する実務者に向けて編集されており、当初英語およびロシア語で発行されましたがその後、各国からの要望があり、フィンランド語、ポルトガル語、フランス語、イタリア語に翻訳されました。2022年になって World Urban Parks ジャパンがこの冊子の邦訳を作成し、WUP ジャパンおよび

WHO 欧州のホームページ（注4）で公開されています。この小冊子の主旨は以下のようなものです。

都市緑地による介入 (Urban green space interventions) は、居住環境を改善し、生物多様性を保全・向上させ、屋外での活動と身体を動かす生活習慣を増やし、社会的なふれあいや交流を増進し、良好な心身のウェルビーイングを提供するために活用されるべきです。適切に設計された都市緑地は、都市コミュニティのすべての住民にみどりへのアクセスとみどりからの便益を与えることができます。

都市緑地による処方が小規模であっても、健康および社会的・環境的な効果を発揮することができます。費用対効果に優れた方法であります。健康のための公共投資のなかでも、これらのすべてを実現できるものは緑地の他にはあまり例がありません。（11章重要なメッセージより要約）

日本 well-being 計画推進特命委員会の提言に立ち戻って「みどり」が果たせる役割を考えると前掲①の企業についていえば、健康経営、労働環境の改善や日常のストレスについて、公園や緑地へのアクセスがもたらす「自然治癒」効果や健康生成論的機能の発揮による予防効果などが期待されます。2017年のロンドン庁による調査によれば、みどりの便益によって800万人の市民に対して1,500億円/年間医療費削減効果があったとされています。

②における地域の課題においても、公園等の空間が持つコミュニティ醸成機能を活用することでさらなる相乗効果を期待することができます。③の子供たち次世代に関しては、身近な都市緑地がもたらす日常的な効果の中で、自己肯定感の醸成の面で大いなる期待があります。創造性の高い人材を育成するうえで必要な環境投資であるとされています。

今後はこれらの効果についての知見を業界団体として共有し今後の活動に活かすことが望まれています。

注1: 世界都市公園会議 World Urban Parks 「ウェルビーイング宣言 - 暮らしやすいコミュニティをつくるための公園の役割」
注2: 日本 well-being 計画推進特命委員会 第五次提言 (2022.4.26)
注3: WHO Regional Office for Europe (2017). Urban green spaces: a brief for action Copenhagen: WHO Regional Office for Europe
注4: <https://apps.who.int/iris/handle/10665/344116>

幼児期における自然との関わりの重要性

赤嶺 太紀子

高野ランドスケーププランニング株式会社

宮ノ丘幼稚園は公園ではないが、2020年に都市公園等コンクール「特定テーマ部門（子育てに配慮した取り組み）」で国土交通大臣賞として評価をいただいたことから、子育てと公園というテーマをお預かりすることになってしまった。宮ノ丘幼稚園はオープンな幼稚園を前提に始まったプロジェクトではなかったのだが、構想段階において子どもの成長と敷地環境を考える上で子育ての根源的な問題に向き合っていくうちに地域に開かれた場が重要だという結論に至っていた。園が定めていた教育目標をいかに具現化するかに注力し、「どんな子どもに育てたいか」と「どんな幼稚園を実現するか」という関係性を常にフィードバックしながら進めたことが思い出される。宮ノ丘幼稚園では、子どもたちが社会適応しながら個性を発揮し活躍できる人へと成長するために大切なこととし、「自然」「実体験」「人との関わり」の3つを掲げており、教育目標に反映されている。子どもたちをとりまく社会環境は大きく変化し、いたたまれない事件報道を耳にする機会も増えた。なぜこんな社会になってしまったのか、現代社会で生まれ育っていく子どもたちにどのような環境を用意し、何を伝えるべきなのかを園長が自問し、「人は野生と理性を持ち合わせてはじめて社会適応できるのではないか」という想いに沿って基本構想を進めた。子どもをとりまく社会環境の変化、子どもの成長段階と環境の関係について双方学び話し合ううちに、一般的な幼稚園の姿からどんどん姿を変え、園の職員も含めて子どものためにできることはなんでもやってみようという空気が醸成されていった。その際に話し合い、現在の幼稚園に生かされているものを書き出してみる。

地形の力

宮ノ丘の大きな特徴は斜面地に立つことである。敷地面積2.4haのうち平らな空間は20%ほどしかなく、ほ



大斜面の園庭で毎日遊ぶ



園舎の周りの平らな場所でお弁当

ぼ斜面の中で園児たちは生活している。

子どもの視点に立てば、平らではないことが大きな楽しみである。散歩も鬼ごっこも斜面でやる。斜面地形での鬼ごっこは上りの時はペースが落ち、下りは早くなる。足の早い子がかならずいつも勝つとは限らない。変化があることは色々な子どもにとってチャンスに満ちている。また、この地形を活用してそりすべり、スキーや段々畑、乗馬など様々な活動が本格的に展開できる。宮ノ丘の園児は毎日斜面を走り回り足腰が強くなるので、小学

校に上がってからリレーの選手に選ばれる子が多いという話を聞く。平らな場所が少ないことに頭を悩ませるのは園舎建築やグラウンドの確保など大人の事情である。

森・草原・水辺・・・自然環境の多様性

宮ノ丘は森、草原、水辺という3つの異なる自然環境があることで、子ども達が自然から受ける刺激も多様化する。それぞれの違いに気づき暑い日は木陰の水辺。寒い晴れた日は日当たりの良い草原でかけっこ。日向の石はあったかい。日陰の石はひんやりする。風の強い日でも森の中に身を守るスポットを見つける。それぞれの場所で見つけられる虫や鳥が違うこと・・・日々その中で過ごすことで自然と自分の距離感を自分で測れるようになる。自分の心地いい・楽しいを身につけ掴み取っていく。



森の落ち葉集めと焚き火



夏は職員自力建設の水辺で遊ぶ



森の中でお絵かき

毎日過ごす場所で変化を感じ取る

宮ノ丘は幼稚園なので、当然子ども達はほぼ毎日同じ場所で過ごす。しかし同じ場所ではあっても、自然は毎日変化を見せる。毎日いる場所だから変化に気づき、摂理として無意識に身につくものがある。園舎を分棟にして森、草原、水辺のそれぞれ違う環境に置いたのもこの理由で、教室から窓の外を見る景色が日々変化するさまを見て気づくことがあると考えている。アート制作活動などには、とても効果を発揮している。

いのちにふれる

宮ノ丘では馬を飼っている。自分の体より大きく、ひとりの手でコントロールできない大きな生き物と関わることは少し勇気がいる。仲間と協力してお世話をし、時に生死にも立ち会う。命を育み、自然の摂理を受け止めるこの幼稚園ならではの環境だと思う。相手をいたわり思いやる心、仲間と協力する社会性を育む機会になる。



園内での乗馬体験



馬のお葬式は園児の発案



園児の父母、祖父母、と交流が続く



専門家から学ぶ機会を多く持つ



ワークショップ型の発表会

つくる喜び

自分の手でなにかをつくる喜びを知る。現代では様々なことが産業化により効率化、分業化されているので、本来のものや仕組みを知る機会に限られている。宮ノ丘では自分でつくる体験をたくさん取り入れる。畑の野菜を育てることから、花植え、低木の冬囲いまでやる。新園舎建設時には園舎の壁の塗装や皮を利用したプールなどを自分の手でつくる。子どもだけではなく大人もつくる。自分でつくったものは摸理がわかる。仕組みがわかる。大切に作る気持ち、感謝する気持ちを育むし、また壊れても自分で直せるという自信を身につける。



大人も子どもと一緒に手作り作業

多世代多人数交流

子どもをとりまく社会環境の変化は子どもや親を「個」「孤」に追いやっているのではないか。それは子どもが社会性を育む機会を奪うという懸念につながる。そして子どもが「個」になるとき、同時に親も「個」になって

いる。宮ノ丘のプロジェクトにおいてこれまでの幼稚園は時間と空間に余裕があることを認識し、この有効利用を徹底的に意識した。幼稚園という枠を超えて保護者や高齢者など、様々な人が子どもたちの成長と各自の楽しみのために集まり支え合う「むら」のような幼稚園を構想し、枠を超えた取り組みを行ってきた。幼稚園関係者以外にも、小学生や大人も対象にしたプログラムの提供など積極的に実施し、「子どものために」を超えてまず関わる大人たちが自ら楽しむことを大切にしている。

このように掲げた宮ノ丘幼稚園の子どもの成長への視線は、幼稚園以外の場所でも実現が期待されるし、本質でありオーソドックスな内容である。でもその要素を凝縮して体感できる機会は今の社会ではなかなか得られない。高野ランドスケーププランニングの前会長、故・高野文彰氏がいつも「地の利、時の運、人の縁」の三拍子が揃った幸運なプロジェクトだとよく話していた。私たちがこのプロジェクトに関わる以前に、園長は工務店に新園舎の建て替え依頼をしていた。その際の提案が川を潰し、森を切って地面を平らに造成して新しい園舎を建てる内容だったため、本来の目指す教育が実現できないことを危惧し、ランドスケープを基盤に新園舎構想を進める決断をされたそう。札幌で幼稚園を建設すると決めてこの土地を見定めた先代理事長の先見の明と、そのDNAを引き継がれている園長・現理事長の信念、それを支える園の職員や保護者など多くの人たちの力によってこのような環境が実現したのである。プロジェクトはまだ進行中で、常に新しいチャレンジを続けている。



手作りのかまくら

最後に、「子育てと公園」このテーマをいただいた時に私は、地元農村地域に立地する高校の授業でのやりとりを思い出した。彼らが自然環境をどう感じているのか興味を持ったので、入り口としてSDGsについて聞いてみた。中学で教わったようできちんと文章化できる。自分にできることを一つでもやっていきたいとほぼ全員が言う。とても驚いたと同時に「自然」は大人から教えられた大切にすべきもの、価値あるものとして捉えるお勉強感が強く、彼らに実感があるのか心配になった。農村地帯で生活している子どもでも知識お勉強としての「自然」は頭に入っているけれど、実感には結びつきにくく関わる機会が不足していると思わざるを得ないし、それはおそらく大人による影響なのだろう。自然は大切なものという倫理観は大人になるにつれて身につけていく。大切なことではあるが、そのレベルをはるかに超えて実感を伴って環境問題に真に向き合える人が今後は必要とされるだろう。

幼児期は人生の中で唯一全てが無条件に楽しいフェーズと言われるそう。全てが無条件に楽しい刺激に満ちた幼児期こそ豊かな自然体験が有効なのだと思う。教えられた自然ではなく自分の言葉で自然の豊かさ美しさを語れるような実体験の場の重要性を改めて実感し、今後一層豊かな場づくりに取り組みたいと思う。

都市公園での指定管理者の取り組み ～新たなパークマネジメントの展望～

佐藤 留美

NPO 法人 NPO birth 事務局長

はじめに

指定管理者制度は、2003年の地方自治法の改正により創設された制度である。これにより、公の施設の管理について、地方公共団体の指定を受けた「指定管理者」が管理を代行することができるようになり、民間事業者の参入が可能となった。指定管理者には、公の施設を管理する基本意識、能力と、質の高いサービス提供、顧客満足度を高める管理運営能力が必要とされている。

筆者が所属するNPO法人NPO birthは、本制度の導入が始まって間もない時期に、都立公園の指定管理を開始した。現在、18の都立公園と54の市立公園を、企業等とのコンソーシアム（共同事業体）にて管理をしている。質の高いパークマネジメントが評価され、都市公園コンクール（主催：日本公園緑地協会）等での受賞など成果をあげている（表1）。本稿では、公園における指定管理者の評価の傾向と、新たなパークマネジメントの展望を述べたい。

都立公園の指定管理者制度と評価の状況

東京都建設局が所管する施設では、2006年より既設の公園・動物園・霊園など、計84施設に一斉に導入された。指定管理者は、書類選考とプレゼンテーション、議会の議決を経て選定される。毎年度の管理運営状況評価では、一次評価（事業報告書の確認、利用者アンケート等）、二次評価（外部評価委員によるヒアリング、現場視察等）が実施され、評価（4段階）が決定される。2019年度は94施設中、最高評価（S）は9施設であり、そのうち4施設が当団体の管理公園であった。特に都立野山北・六道山公園は、評価開始から14年の間、最高評価を連続で取り続けている唯一の都立公園である。評価のポイントは、市民協働の仕組みづくりと地域社会への貢献、自然環境の保全技術等である。コンソーシアムの各構成団体の専門性による相乗効果と、連携を促進する「みどりの中間支援組織」の力が発揮されることにより、高い評価に結び付いている。

新たなパークマネジメントの運営体制

都市公園における適切な植栽・施設管理は、安全安心な利用に欠かせない重要な業務である。しかし公園の評価軸は、単に「管理」するだけでなく、いかに公園を「地域課題解決のために利活用」するか、にシフトしている。私たちが指定管理する公園では、そのニーズに応え得る、新たなパークマネジメント体制を構築している。「みどりの中間支援組織」であるNPO birthからはパークコーディネーター、パークレンジャー、エコロジカルマネージャーが、他の構成団体からはスポーツコーディネーター、ランドスケープマネージャー、防災安全コーディネーターが公園に配置されている。その他、ローカルメディアと組んでのブランディング・広報戦略、来園者の意見を計画に反映させるPDCA機能、効率的な管理を実現するDXの導入など、公園と地域のポテンシャルを総合的に引き出し、その力を活かすパークマネジメントを実現している。

制度を戦略的に活用することで、地域社会はより活力を増し、住民のウェルビーイングが高まるのである。例えば基礎自治体での複数公園の一括管理では、学区などコミュニティ単位で公園群を編成するのが望ましい。パークコーディネーターやパークレンジャー等の専門スタッフが、教育機関や自治会など地域団体と共に公園づくりを進めれば、人も自然もまちも元気になることは間違いない。

しかし旧来の公園管理のあり方では、そのような成果はのぞめない。指定管理者制度が予算を減じるだけの策になってしまえば、住民サービスは低下し、地域は活力を失ってしまう。新しいパークマネジメントには、新しい体制が必要である。欧米では「みどりの中間支援組織」が活躍することでコミュニティ力が高まり、人流や物流が活発化し、結果として公園周辺の土地の資産価値が上がり、税収も上がると認識されている。10年後、20年後のまちの未来を考えると、指定管理者制度をどのように活用していくべきかについては、すでに答えは明らかである。

指定管理者制度をまちづくりに活かす

筆者は公園緑地の指定管理に長年携わり、「公園が変わると地域が変わる」ことを実感してきた。指定管理者

表1 NPO法人NPO birthを含むコンソーシアムによる指定管理公園

名称・所轄・構成団体数	期間・公園数	受賞歴
都立狭山丘陵グループ (東京都建設局) 5団体	2006年4月～ 5公園	○都市公園コンクール 国土交通大臣賞 「都立野山北・六道山公園における協働型パークマネジメント」 ○グリーンインフラ大賞 生活部門 (国土交通省) 「中間支援組織がつなぐ狭山丘陵広域連携事業」
都立武蔵野の公園グループ (東京都建設局) 4団体	2011年4月～ 8公園	○都市公園コンクール 都市局長賞 「まちづくりに貢献する公園管理」
都立多摩部の公園グループ (東京都建設局) 4団体	2016年4月～ 4公園	○都市公園コンクール 国土交通大臣賞 「地域とともにコロナ禍に挑む多摩部の公園」
西東京いこいの森公園及び周辺の54公園 (西東京市) 3団体	2016年4月～ 54公園	○都市公園コンクール 審査員特別賞 「官民連携で西東京の54公園を一括管理」
都立葛西海浜公園 (東京都港湾局) 2団体	2021年4月～ 1公園	

各コンソーシアムの構成団体：西武造園株、NPO法人NPO birth、西武緑化管理株、ミズノスポーツサービス株、(一社)防災教育普及協会、
株尾林造園、NPO法人地域自然情報ネットワーク



写真 公園に配置されているNPO birthの専門スタッフ。その多くが公園管理運営士の資格を有している。
左：パークコーディネーター 中：パークレンジャー 右：エコロジカルマネージャー

Play for All インクルーシブな遊具と公園

藤田 健

株式会社コンパンプレイスケープ 取締役

1. はじめに

すべての子どもたちはそれぞれに個性があり、性格も得意なことと違います。けれどどんな子どもであっても、同じ「遊びたい」という欲求を持っています。すべての子どもたちは、あそび場がわくわくするスリリングな場所であって欲しい、いろいろなあそびができ、友だちと過ごせる場所であって欲しいと願っています。

誰しにも開かれ、誰しにも受け入れられるあそび環境の整備は、地域の子どもたちへ大人が果たすべき基本的な責任ではないでしょうか。インクルーシブなあそび場の使命とは、どんな能力の子どもでも受け入れ、子どもたちが一緒に自由に遊ぶことだと考えます。

そのようなあそび場は、全員が必ずしもすべての遊具で遊べるわけではありませんが、子どもたちそれぞれにとって意味のある遊びの体験ができます。

それが「Play for All」つまり、「すべての子どもたちのためのあそび」という考え方です。

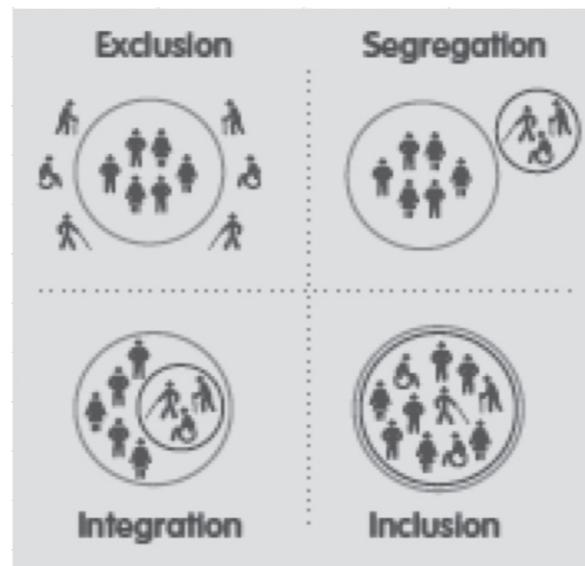


2. インクルーシブな状態とは

障がいのある子どもやその親、周りの人たちを含めどんな人でも等しく遊び場にアクセスできることはもちろん、本当の課題は「すべての利用者にとって使いたくなる、使いやすい公園である」ということです。

障がいのある子ども「専用」のあそび場はインクルーシブとは言えず、誰でもアクセスできるあそび場は一方で面白みに欠けることもあります。

スリルがないということは、アクセスはしやすいけれども、退屈なあそび場になりがちです。



初期	Exclusive: 独占	健常者以外はあそび場に入場できない時代
	Segregation: 隔離	健常者と障がい者を別々の場所に隔離した時代
	Integration: 統合	健常者と障がい者のあそび場を同じ場所に「統合」した時代
現在	Inclusion: 包含	同じ場所で同じ遊具で誰もが平等に遊べるあそび場の時代

上記の表はあそび場の変化を時代を追って表したものです。

現代は Inclusion: 包含の時代ですが、Integration: 統合のあそび場をインクルーシブなあそび場と解釈してしまっている公園は実際にはまだまだ多いのではないのでしょうか？

すべての人が、その人なりに、全ての遊具を、使うことが出来るあそび場をインクルーシブと言います。「すべての人が同じように使える」、ではなく、「すべての人がその人なりに使える」、が必要な定義です。

「統合」型のあそび場では、例えば「車いすユーザー専用のブランコ」などが見受けられますが「専用」の遊具を使うことで、周りの視線などが気になり足が遠のくという声もあります。これはあそび場の利用率が上がらない一因であると考えられます。また、インクルーシブなあそび場を計画するときに、障がいを持つ人の能力を過小評価することが平等な機会を保障する際の最大の障壁になっているのではないのでしょうか。障がいのある人も、ない人と同じように日々の生活を送っています。彼らと彼らの周りにいる人の能力をけって低く見過ぎないことが大切だと思います。

3. インクルーシブなあそび場デザインのポイント

- ①誰もが公平にアクセスし、あそびに参加できるように物理的環境を整える
- ②スリルと挑戦意欲を刺激する遊具を配置し、体験できるあそびの価値を高める
- ③他者とのコミュニケーションを促す
- ④多様なあそびの要素を提供する
- ⑤地面に近いあそびの要素の充実 車いすを降りないで参加できる遊具の充実
- ⑥高所遊具へのアクセスの工夫 多様なアクセスで挑戦的に飽きの来ない遊具に

上記の中で特に①について、先にも述べているようにインクルーシブなあそび場はすべての人にとって使いやすい公園であるべきですが、コンパンプレイスケープ独自の調査では57%の車いすユーザーが全くもしくは2度以下しか近隣の公園を利用していないし、47%の障がいを持つ子とその家族は近隣公園の利用頻度が月1回以下でした。そして、71%の車いすユーザーは近隣公園がアクセスしにくい公園と感じており93%が近隣公園の使い勝手が平均値以下であると感じていました。

このように遊具の種類やあそびの要素以前に、あそび場へのアクセス、駐車場、遊具へのアクセスのしやすさ、そしてトイレなどの設備の充実が大きな壁になっています。特に駐車スペースや多目的トイレを設置するスペースや予算の問題は大きな課題です。

デンマークでは近隣の既存の行政施設との連携など、地域全体で機能をカバーする取り組みも盛んに行われています。

また、インクルーシブなあそび場を計画する際に機

能障がいのことはよく考慮されるのですが、認知力や社会的感情に障がいのあるユーザーの使いやすさについても考えなくてはなりません。その必要性は年々増えています。米国 CDC (米国疫病予防管理センター) が自閉症の有症率は88人に1人の割合と見積もっています。



写真のアイランドにあるムングレット・パークは特に自閉症スペクトラムを持つ子どもに開かれたあそび場を実現しています。あそび場は家族も含め、はっきりとアクティビティエリアの境界線がわかるように地表面のデザインを工夫しています。地表のアクティビティの境界線は地表面の色の対比で目立たせることで、子どもたちにアクティビティのあるエリアに入ったことを知らせるようになってきました。安全領域の地面の色を統一し、子どもたちにガイドすることで、境界線の認識に難しさを持つユーザーを助けることも考えられています。



お庭のシーソー

この公園には直接的な身体接触をしなくても、社会的相互作用が行えるアクティビティも多く用意されています。上記写真の大きなプラットフォームの有るシーソーもそのうちの一つです。シーソーの特徴である、対面に座った相手と目を合わせ、呼吸を合わせて、リズムよく上下に動かすという行為が苦手な子どもでも楽しめるように、プラットフォーム部に保護者など周りの大人が立って両足で左右に動かすことで、子どもたちが上下運動を体験出来る遊具です。



スピナーボール

写真の遊具は子どもたちが回転運動を体験するのに適した遊具ですが、写真のように車いすユーザーが他の子どもの回転をサポートすることが出来る高さの遊具です。お互いにサポートし、交代で遊ぶことで楽しさの共有をしコミュニケーションを取ることが出来ます。



コロコルド センサリドーム

写真のドーム型ネット遊具は、地表面に近い位置に沢山のアクティビティがあり、一番上へ登る子どもだけではなく、地表面に近い位置でのみ遊ぶ子どもも同じドームの内側でそれぞれが遊ぶことが出来ます。同じあそびの空間に参加していることで、他の子どもたちと一緒に時間と空間を共有することが出来ます。



カルーセル遊具

写真の回転遊具は車いすに乗ったユーザーとそうでないユーザーと一緒に乗り込み回転運動を楽しむことが出来ます。「専用」ではなく「共用」であることがインクルー



Agora Picnic ベンチ&テーブル

シブな遊び場に必要要素です。

その他、非常に大切なポイントとして、障がいのあるユーザーは基本的には一人であそび場に来ることは少なく、同伴者がいるということを忘れてはいけません。同伴者が利用者と一緒に休むスペースや、同伴者が座るスペースから遊んでいるユーザーがよく見える配置などの工夫は必須です。またユーザーが精神的に不安定で少し落ち着くための時間が必要な場面は多く存在し、そのためのスペースを少し離れた静かな場所に設けることも大切なポイントです。



最後にコンパン社が考えるすべてのあそび場に必要要素は、障がいのあるなしに関係なく次の3つに集約されます

① WOW の要素。

ワクワクする素晴らしいあそび環境は、バリエーション豊かで、「やってみたい」「挑戦したい」機能が満載なさまざまな体験ができるあそび場です。

② STAY の要素

もっと、もっと遊びたい。帰りたくない。そして繰り返し来たいあそび場。一つの遊具でも多様なアクセス、多様な降り方、その組み合わせで毎日のように通っても、いつも新鮮なあそび方、新鮮なチャレンジがあるあそび場です。

③ Develop の要素

あそびの選択肢を豊富に揃え、楽しみながら身体的、社会感情的、認知創造的機能の発達を促し、遊具や仲間とふれあい、共有することで生きる力、社会に対する理解、そして健康と幸福感をあそびの中に育むあそび場です。

今後、日本中の公園やあそび場が当たり前のようにインクルーシブなあそび場になり、障がいの有無のみならず国籍やジェンダー、年齢などを問わずあらゆる意味でインクルーシブな、全ての人を「包含」する場所になることを願っております。

都市公園の未来

近藤 三雄

造園伝道師/東京農業大学名誉教授

「都市公園の未来を綴れ」という大役の指名に正直、驚かされた。そのことを語るにふさわしくない、浅学非才、視野狭窄、暴言癖のある筆者にその役割が廻ってきた。おそらく、既成の概念に捕らわれることなく、自由闊達に夢物語を紡げというサインが送られたものと勝手に解釈し、持論を展開することとした。ただし、「都市公園制度150周年」の機を企画を汚すことにならないかと、正直気がかりである。

実際には、何を書くべきかと思いを巡らすと、次々と脈絡のない事象が頭に浮かび、なかなか書き進まない。このため紙面の限りもあるので番号を付して駄文を重ねたが、十分内容が説明できていない箇所も多く、文意が読者に伝わらない点もあると思うが、何卒ご容赦頂きたい。

1. コロナ禍がこの先、どういう展開になるか見通せない。いずれにしても、社会はコロナ禍の洗礼を受け、世の中のあらゆる事象や生活スタイル、人々の意識・価値観も大きく変容しつつある。これから更にその潮流は強まるものと思う。都市公園のあり方もその渦の中にある。一方、都市公園の存在意義は間違いなく高まった。どう変革化するのか、造園人の知恵が試される新たな時代の到来である。知恵の源泉であるコンサルタンツ協会の役割もより重くなってきた。

2. 都市公園を生かすか殺すか。現在の国民1人当たり約10㎡というストックの有効活用次第で造園業界のみならず、日本を輝かすことにもなる。逆に、現在のストックが重荷となり、公園のみならず街や都市を荒廃させることにも成りかねない。更に言えば、今後の造園界の浮沈を左右する。どちらに針が傾くか、今が勝負の時である。

既存の都市公園のストックを活かし、都市公園の未来を語る時、造園人だけの発想では大胆なアイデアは出てこない。その壁を突き破るには、近年さまざまな分野で活躍するクリエイター等の知恵を借りるべきである。例えば、チームラボ代表の猪子寿之氏の名が浮かぶ。このような仕掛けもぜひ考えたい。

3. 超少子・高齢化・人口減少社会の到来という流れは押し止めることはできない。日本社会のあり様を大きく変えざるを得ない歴然とした事実であり、国全体の税収も大きく減ることとなる。都市公園の未来を考える上でも重要なファクターとなる。一方、日本に定住する外国人の数は、確実に増えることは間違いない。彼らが集中する箇所に立地する都市公園では、サロンの機能を付加する取組みも必要となる。

4. 都市公園の整備は当然のことながら、国の担当部局の旗振りによって進められ、現在のストックに達した。今後の都市公園の再整備では「官主導」ではなく、「民」が主張を強めるべきであるが、日造協を例にとれば、逆に「官追従型」に染まり、年々その度合いを強めているように見える。特に現在の役員の顔ぶれを見ると、1世代前の声がかく自己主張の強い野武士的な性向が強い面々とは異なり、物分りの良いスマートな紳士ばかりで、「官」に隷属しているようで歯がゆい。これでは都市公園や造園業界の未来を輝かせることはできない。

ここで余計な一言。酒が飲めなくなった私が委員長を仰せつかった会合では、委員会の終了後に席を変え、委員となった官民学のメンバーが胸襟を開いて本音を語れる酒席を設けた。会費制であるため何ら問題はない。酒を飲まずして明るい都市公園の未来は語れない。ましてや、立場を超えた人間関係も築けない。

5. コロナ禍中、身近な公園では利用者が溢れた。千客万来でさまざまな利用がされ、立錐の余地もない。今まで目にしたことのない光景を目撃した。公園と公園を結ぶ緑道には、サッカーのボール蹴りができる公園を探すためボールを所在なげに持ちさまよう数人グループの小・中学生が散見された。「公園難民」の出現である。この現象からの「気付き」を大切に、今後の公園の整備、利用方法を模索したい。

少なくとも、①保育園児・幼稚園児が安心して遊べる公園、②小・中学生が野球のボール投げやサッカーに興じられる公園、③高齢者が遠慮せずにゲートボールを楽

しめる園地を確保。関連してコロナ渦中に大きな話題となった小・中学生に拡がる深刻な「強度近視」問題。その解消には、外遊びがしたくなるような魅力的な公園の整備が何よりとなる。その検討に早急に取組むべきである。

6. 今後の公園の整備においては、「心の安全保障」(近藤造語：生命の危機や社会不安、生活不安から解き放たれ、心の安寧が保たれている状態)の確保に注力する。そのこと具体策として、今から100年前に明治・大正期を代表する公衆衛生学者の遠山椿吉氏が最晩年の昭和3年に記した「庭園と衛生」(日本庭園協会誌、造園叢書)の中で、庭園や公園の植栽は日当たりを阻害することを強調し、水たまりや流れは設置管理に十分配慮すべき、という「衛生管理」という新しい概念を提唱している。これらの指摘は、そのまま公園内の藪化した植栽地やピオトープの残骸等で発生するヒトスジシマカが媒介するデング熱、ジカ熱の防止対策につながる傾聴に値する重要な見識と言える。平成26年に代々木公園で起こったデング熱騒動を思い出して欲しい。

7. インバウンドにも魅力ある公園に。筆者が好んで見るテレビ番組に「私が日本に住む理由」「日本に行きたい人応援団」「YOUは何しに日本へ」がある。これらは、日本人が気付かない日本の良さ、素晴らしさを知らしめてくれる。それらで指摘される点もこれからの都市公園のあり様を考える上で参考にすべきである。観光事業の興隆にも一役買うことにもつながる。

8. コロナ禍に見舞われ、都市公園の存在意義、特に癒し効果の高い季節を彩る花の重要性がますます高まったことは事実だと思うが、Park-PFI事業で花より団子(カフェ、レストラン等)的な対応に偏っていることが気がかりである。日比谷公園に倣い都市公園内に園芸ショップを誘致したい。日比谷公園内に日比谷花壇の園芸ショップがある理由は、戦後間もない昭和25年、初代東京都知事安井謙一郎氏は荒廃している日比谷公園の再生の一環として、既に昭和19年に帝国ホテルに出店していた「芳梅園」の宮島氏に出店を要請。これを機に社名も「芳梅園」から「日比谷花壇」に改称するように指示したのも安井都知事。因みに現在の洒落たデザインの店舗は、平成22年乾久美子氏の設計で改築、グッドデザイン金賞受賞。都市公園内に園芸ショップを誘致することは、ある意味花壇を作るよりも華やかと癒しをもたらす。

9. ある種、意味不明な「ランドスケープ」の使用を止め、解り易い「造園」に戻そう。「ランドスケープコンサルタンツ協会」という協会名も「造園設計事務所連合」に。関係者は時代に即応したつもりだったと思うが、所詮、井の中の蛙的な発想だったと断じざるを得ない。

建築関係者は「ランドスケープ」イコール建築外構と理解している。造園という立派な分野がありながら建築の軍門に降ったということになってしまう。手元にある「CLAjournal No.182」を見ても、表紙から本文の全てを概観したが「造園」の2文字は出てこない。はっきり言って、所在不明な内向きなランドスケープ同好会の会誌程度の理解しか得られない。広く社会にアピールするためには「造園設計ジャーナル」と改称するような英断を下してはいかかと思う。

10. 都市公園の再整備を担う人材が育つか。従来に比べて造園の事業量が漸減していることもあり、造園関係各社の経営は厳しい状況にある。社員への給与も生活を営むに十分な額ではない。このため造園を天職と考えていた優秀な人材も他産業に転職するケースも増えてきた。また、造園関係各社は給与が低いという事実が広まれば、造園の高等教育機関で学ぶことを目指す受験生も減る。結果として、都市公園の未来を担う人材不足という深刻な事態を招く。看過してはならない。

11. 日本を含め、多くの都市公園の基本デザインが画一化、没個性化している中で、都市公園の未来を考える上で他国にはない伝統的な日本庭園の風情を現代に活かした和(風)モダン的なデザインを軸とするような取組みを推奨したい。今、話題のインクルーシブ公園も台湾等と同一のものではなく、和モダンなテイストを加えたい。

12. 未来の都市公園をあの手、この手で再生するとなれば、それなりの財源確保策が不可欠となる。既に立ち上がっている「森林環境税」に倣い「公園みどり税」の創設を働きかけよう。兵庫県や横浜市にはその先例が見られるが、国全体で運用できる方式のものを実現したい。都市公園は国民みんなの財産である。

書き始めると、都市公園や造園業界の未来を語るにさまざまな事象が頭に飛び交い、際限がない。与えられた紙面を超えそうでもあり、都市公園の未来と造園界の未来が明るく、輝かしいものとなることを願いつつ、ここで筆を置くこととしたい。

会員名	電話番号	協会代表者	〒	所在地	FAX番号
アゴラ造園株	03-3997-2108	荻野淳司	179-0075	練馬区高松 6-2-18	03-3997-2252
株石勝エクステリア	03-3709-5591	川崎鉄平	158-0094	世田谷区玉川 2-2-1	03-3709-5857
石黒体育施設株	052-757-4030	石黒和重	464-0848	名古屋市千種区春岡 2-27-18	052-763-8110
株ウォーターデザイン	03-3431-8070	山本 誠	105-0004	港区新橋 6-9-2 新橋第一ビル	03-3431-8116
内田工業株	052-352-1811	内田裕郎	454-0825	名古屋市千種区好本町 3-67	052-351-1326
H.O.C 株	0956-48-8101	鏡流馬清規	858-0907	佐世保市棚方町 221-2	0956-48-8111
株岡部	0764-41-4651	石永裕明	930-0026	富山市八人町 6-2	0764-31-6340
快工房株	048-291-7721	時岡邦男	333-0816	川口市差間 2-14-5	048-291-7725
小岩金網株	03-5828-8828	一戸典夫	111-0035	台東区西浅草 3-20-14 JNT ビル	03-5828-7693
コサカ建材株	052-433-5821	高田一行	453-0837	名古屋市千種区二瀬町 53 番地	052-433-5847
株コトブキ	03-5280-5400	小林大祐	105-0013	港区浜松町 1-14-5 D.I. センター	03-5280-5768
株コンパスサービス	03-5920-7031	天木信彦	174-0064	東京都板橋区中台 2-15-8-104	03-5920-7032
株ザイエンス	03-3284-0501	杉本吉正	101-0035	千代田区神田紺屋町 17 ONEST 神田スクエア	03-3284-0504
株サカエ	0422-47-5981	栗田耕司	181-0004	三鷹市新川 4-7-19	0422-49-2122
株サトミ産業	0258-87-5500	佐藤 勉	940-0871	長岡市北陽 2-14-23	0258-87-5501
株三英 景観事業部	04-7153-1511	棚田信幸	270-0119	流山市おおたかの森北 1-8-6	04-7153-3627
信建工業株	054-276-2151	立石 守	421-1212	静岡市葵区千代 1-18-29	054-276-2154
スイコー株	06-6412-5855	矢島由浩	660-0857	尼崎市西向島町 86 番地	06-6414-2284
西武造園株	03-4531-3600	本郷壮一	171-0051	豊島区長崎 5-1-34 東長崎西武ビル	03-4531-3610
大嘉産業株 産業資材事業部環境施設部	03-6716-0885	坪井秀敏	140-0004	品川区南品川 2-2-13 南品川 JN ビル	03-6716-0826
太陽工業株 空間デザインカンパニー	03-3714-3461	鈴木久文	153-0043	目黒区東山 3-16-19	03-3791-7731
大和リース株	06-6942-8011	野田夏夫	540-0011	大阪市中央区農人橋 2-1-36	06-6942-8051
タカオ株	0849-55-1275	高尾典秀	720-0004	福山市御幸町中津原 1787-1	0849-55-2481
テック大洋工業株	03-5703-1441	小俣智裕	144-0052	大田区蒲田 4-22-8	03-5703-1444
東亜道路工業株	03-3405-1813	荒木亨一	106-0032	港区六本木 7-3-7	03-3405-4210
株トゥサイエンス	03-5561-9751	香取良一	106-0032	港区六本木 4-1-16 六本木ハイツ 511 号	03-5561-9726
株トーションコーポレーション	03-3714-0151	塚田俊介	152-0001	目黒区中央町 2-35-13	03-3710-1191
トーヨーマテラン株	0568-88-7080	八木道雄	480-0303	春日井市明知町 1512	0568-88-3370
株中村製作所	047-330-1111	櫻田正明	271-0093	松戸市小山 510	047-330-1119
日都産業株	03-3334-2216	西尾幸三	168-0081	杉並区宮前 5-19-1	03-3334-6211
日本乾溜工業株	092-632-1050	下川 徹	812-0054	福岡市東区馬出 1-11-11	092-632-1082
日本体育施設株	03-5337-2616	奥 裕之	164-0003	中野区東中野 3-20-10 ケイエム中野ビル	03-5337-2610
長谷川体育施設株	03-3422-5331	中田慎一	154-0004	世田谷区太子堂 1-4-21	03-3412-8415
花豊造園株	075-341-2246	勝山禎彦	600-8361	京都市下京区大宮通五条下る二丁目堀之上町 518 番地	075-361-0961
日日石材株	03-5637-9211	渡辺昌照	131-0033	墨田区向島 3-39-14	03-5637-9213
株日比谷アメニス	03-3453-2402	藤原拓磨	108-0073	港区三田 4-7-27	03-3453-2417
株富士植木	03-3265-6731	成家 岳	102-0074	千代田区九段南 4-1-9	03-3265-3031
前田工織株 東京本社	03-6402-3944	近藤宏之	105-0011	港区芝公園 2-4-1 芝パークビル A 館	03-6402-3945
株丸山製作所	03-3637-4340	丸山智正	136-0071	江東区亀戸 7-5-1	03-3683-7553
株モクラボ	0790-66-3210	関根純一	671-2411	姫路市安富町三森 421-3	0790-66-3810
株ユニソン	052-238-1187	荒川直樹	473-0925	豊田市駒場町藤池 17 番地 1	052-238-1178

編集後記

CLAjournal をご覧いただき、ありがとうございます。今号は、例年の CLA 賞受賞作品の紹介と合わせて、「都市公園制度とランドスケープコンサルタンツ」と題した、都市公園制度 150 周年記念に合わせた企画特集を取りまとめました。

都市公園制度の 1 月に 150 周年を迎えます。これに合わせて、今年の暮れから来年にかけて、様々な機関や団体において、多くの記念事業が展開される予定です。CLA では、ジャーナルの発刊に合わせて、これを取り上げてご案内をしたものです。基礎的なマメ知識も含めてご一読いただければ、今後の関連事業がより一層楽しみめることと期待しております。

CLA 賞受賞作は、最優秀賞 2 点、優秀賞 4 点、特別賞 3 点、奨励賞 3 点と、多彩な内容となりました。今後もますます、ランドスケープの可能性に、期待大です。

CLAjournal LANDSCAPE CONSULTANTS ASSOCIATION OF JAPAN No.183

発行日◎ 2022 年 10 月 24 日
 発行人◎ 金清典広
 編集◎ (一社)ランドスケープコンサルタンツ協会 広報委員会
 発行所◎ (一社)ランドスケープコンサルタンツ協会
 〒103-0004 東京都中央区東日本橋3-3-7
 近江会館ビル
 TEL 03-3362-8266 FAX 03-3662-8268
<https://www.cla.or.jp>

※本ジャーナルの無断複製・転載・転用は固くお断りします。